

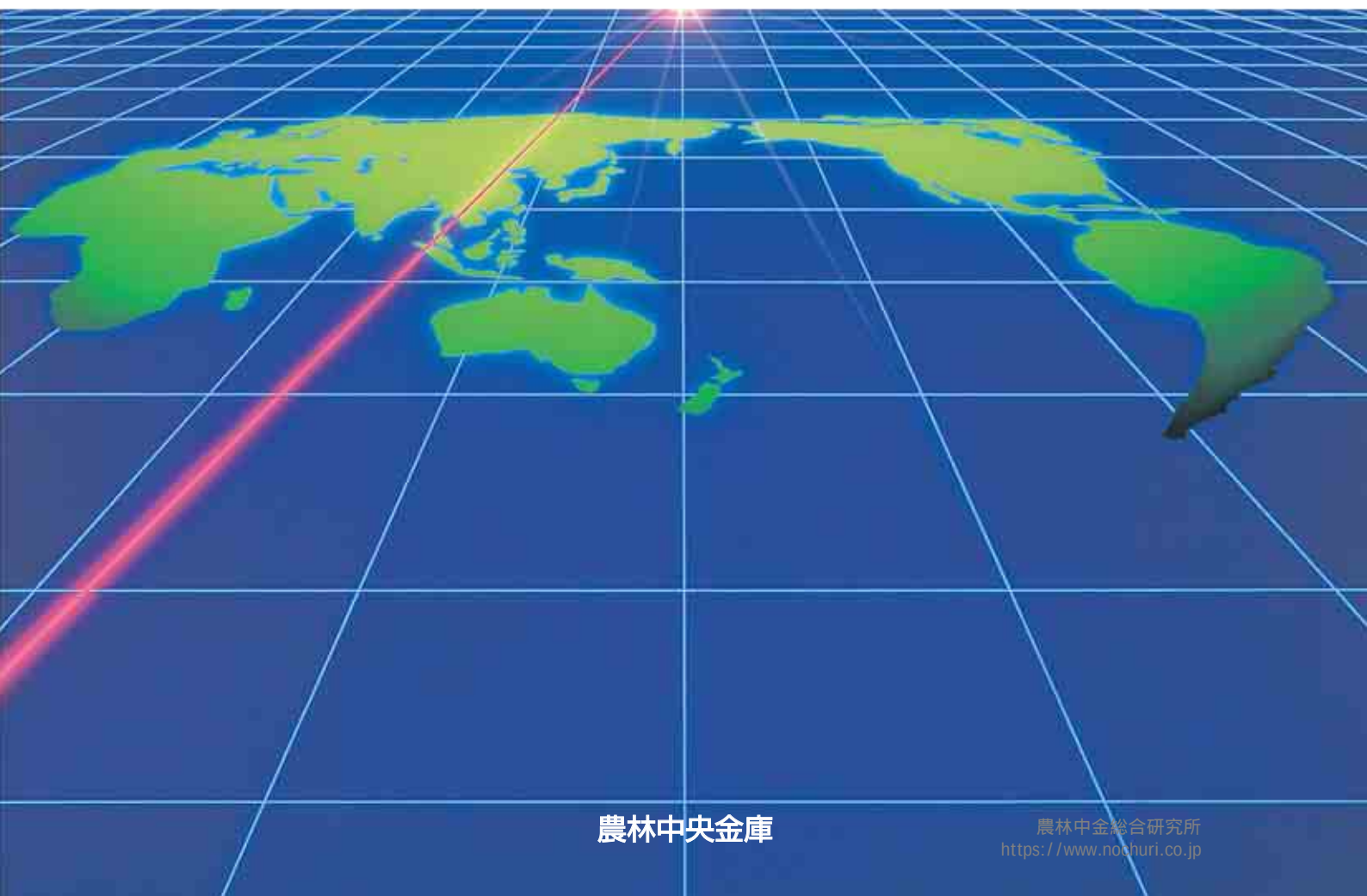
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018 **2** FEBRUARY

アジアの農業・組合金融

- タイにおけるクレジットユニオン運動の展開
- 中国における農地担保金融の最近の動向と課題
- JAの自己改革の特徴と課題



中国農政が求める安定

昨年10月、中国農業大学への当社からの寄付講座新年度開講式において、陳錫文元中央農村工作領導小組副組長に記念講義をしていただいた。同氏による記念講義は2012年から6年連続になる。テーマは、「中国の農村土地制度」。生産手段としての農地制度、農村宅地制度、農村集団經營建設用地および土地収用制度の改革について、課題と展望を述べられたが、なかでも強調されたことは、農村土地制度改革は単純に経済的側面からのみ考えるべきでなく、農村社会全体を支える基本制度としてとらえなければならない、ということだった。

当社と中国との研究交流は、1988年10月に農林中央金庫調査部招聘による陳錫文氏（当時は中国國務院農村發展研究センター發展研究所副所長）を団長とする研修団の来日から始まる。来日日程は2週間にわたり、研究テーマは日本の農村金融制度や協同組合の取組み、戦後農政の経緯と現状などだった。また、中国農政および農村金融問題について東京大学で講演していただく機会が設けられ、その際の陳氏の講演内容が『海外農業金融叢書 No25』（農林中央金庫調査部）に残されているが、当時も「土地制度は農村の最も基本的な制度である」とし、「家族經營の充実、農民の安定及び法律の操作可能性等の観点から、農村の土地集団所有制度をより充実させることを提案する」と述べておられた。

その後、同氏は國務院發展研究センター農村經濟研究部長、同センター副主任を経て03年に中央委員会直屬機構である中央財經領導小組弁公室副主任ならびに中央農村工作領導小組弁公室主任（09年に同組副組長）に就任、中国農政の中心的役割を担ってこられた。

陳氏およびその研究グループとの研究交流は本年で30年を数えることとなるわけであるが、近年、中国農政が抱える課題が日本の課題と重なる分野が増えており、研究交流のテーマもその共通課題が中心になっている。例えば農地制度、農業の競争力強化、6次産業化、農業者組織、農村金融などである。

農地については所有権制度で日中では大きな違いがあるが、農地管理のあり方という点では日中とも同様の議論（企業の農地取得の是非等）があり、高度經濟成長の下で競争力を失った農業をどのように守り規模拡大等による競争力の強化をどのように進めるかも共通の課題だ。6次産業化についても、地方における雇用機会確保と所得向上という点で政策目標は一致しており、農業者組織については、中国における合作社の拡大や家庭農場などの大規模經營、日本の農協の取組みや集落営農をはじめとした法人化の実体などが共通の関心事項である。

陳錫文氏は昨年の講義のなかで、「それぞれの問題の解決にあたっては、いずれもその問題についてのみ論じることはいできない」「一つの問題の解決が他の分野で新たな問題を引き出してしまう可能性がある」とし、統一的、全体的に政策を考えることの重要性を強調された。人々の生活にかかわることを決めるには、様々な角度から慎重に検討する必要がある、ということだ。

狭量で硬直的な尺度が、一人ひとりの温かい人生を損なうようなことがあってはならないのである。

（（株）農林中金総合研究所 常任顧問 岡山信夫・おかやま のぶお）

今月のテーマ

アジアの農業・組合金融

今月の窓

中国農政が求める安定

(株) 農林中金総合研究所 常任顧問 岡山信夫

タイにおけるクレジットユニオン運動の展開

古江晋也 — 2

中国における農地担保金融の最近の動向と課題

王 雷軒 (Wang Leixuan) — 15

単位農協における農業振興を中心に

JAの自己改革の特徴と課題

斉藤由理子 — 32

情勢

TPP11と日EUEPAの動向と今後の見通し

——批准・発効の可能性と日本農業への影響——

清水徹朗 — 50

談話室

「労働者自主福祉金融」事業を通じたCSRの実践

中央労働金庫 理事長 松迫卓男 — 30

本棚

堀口健治 編

『日本の労働市場開放の現況と課題

——農業における外国人技能実習生の重み——』

農研機構 中央農業研究センター 所長 梅本 雅 — 62

統計資料 — 64

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

タイにおけるクレジットユニオン運動の展開

主任研究員 古江晋也

〔要 旨〕

1960年代以降、アジア諸国では「クレジットユニオン」と呼ばれる協同組織金融機関が相次いで設立され、72年にはアジアのクレジットユニオンの業界団体であるアジアクレジットユニオン連合会が設立された。アジアのクレジットユニオン運動は、預金保険制度の有無、経済発展の段階、金融制度や社会保障制度などの仕組みなどが異なっており、各国とも一様ではないが、組合員の日常的な経済問題の解決を図っていることは共通している。

本稿では、タイ・バンコクに本部を置くアジアクレジットユニオン連合会、タイのクレジットユニオン運動を担っている職域をベースにしたタイ貯蓄信用組合連合会、地域をベースにしたタイクレジットユニオン連合会の歴史的展開および現状などを論述する。

目 次

はじめに

- 1 アジアクレジットユニオン連合会の役割
 - (1) アジアクレジットユニオン連合会の設立
 - (2) アジアクレジットユニオン連合会の活動
- 2 タイにおける協同組合
- 3 タイ貯蓄信用組合連合会と貯蓄信用組合
 - (1) 貯蓄信用組合の概要
 - (2) FSCTと貯蓄信用組合
 - (3) FSCT流動性共同出資基金

- (4) タイ電力開発公社貯蓄信用組合の取組み
- 4 タイクレジットユニオン連合会とクレジットユニオン
 - (1) クレジットユニオンの設立
 - (2) CULTとクレジットユニオン
 - (3) バン・ノンクラム・パタナ・クレジットユニオンの取組み
 - (4) ノンカノン・クレジットユニオンの取組み
- おわりに

はじめに

1960年代以降、アジアでは「クレジットユニオン」と呼ばれる協同組織金融機関が相次いで設立された。ここでいうクレジットユニオンとは、相互扶助の観点から家計の日々の経済問題を解決する金融機関であり、その多くは、アジアで活動していたカトリック教会の聖職者らによって設立された。アジアのクレジットユニオンの業界団体であるアジアクレジットユニオン連合会（ACCU：Association of Asian Confederation of Credit Unions）によれば、アジアには16年12月現在、22か国に4万5,105組合のクレジットユニオンがあるが、わが国では、アジアにおけるクレジットユニオンの研究はほとんど行われていない。そうしたなか、本稿では、タイ・バンコクに本部を置くACCU、タイのクレジットユニオン運動を担っている職域をベースにしたタイ貯蓄信用組合連合会（FSCT：Federation of Savings and Credit Cooperatives of Thailand Limited）および、地域をベースにしたタイクレジットユニオン連合会（CULT：Credit Union League of Thailand Limited）という2つの中央機関の歴史的展開や活動を中心に概観することで、タイにおけるクレジットユニオン運動の現状とその意義を検討する。^(注2)

（注1）ACCU（2017）を参照している。

（注2）本稿では、1ドル=112円、1バーツ=3.4円で邦貨換算している。

1 アジアクレジットユニオン連合会の役割

（1）アジアクレジットユニオン連合会の設立

アジアにおける協同組合の設立は、例えば、「フィリピンの国民的英雄」と呼ばれるホセ・リサール博士によって1893年に組織された農業流通組合（agricultural marketing cooperative）や、タイで1915年に農業者のために組織された協同組合などがある。しかし、協同組織金融機関としてのクレジットユニオンが運動として本格的に組織されるようになったのは、60年代以降である。^(注3)

世界最大級の修道会であるイエズス会の日本管区長を務めていたペドロ・アルペ神父（後のイエズス会総長）は58年、イエズス会士が国際協力を進める考えを表明し、翌59年には、後にアジア社会経済生活発展委員会（SELA：Committee for Development of Socio-Economic Life in Asia）と呼ばれる会議が組織された。同会議はアジア各地で活動していた神父たちが参加しており、注目すべきはクレジットユニオンに関するセミナーが幾度も開催されたことである。またSELAの活動には、米国のクレジットユニオン団体である全米クレジットユニオン協会の国際機関であったクナ・インターナショナルが積極的に支援したこともアジアのクレジットユニオン運動に大きな影響を与えた。

60年代には韓国、台湾、香港、日本、タ

イ、マレーシア、南ベトナム（当時のベトナム共和国）、70年にはインドネシアでクレジットユニオンが相次いで設立された。^(注4)このようなアジアにおけるクレジットユニオン運動の広がりを受け、69年4月には、フィリピンのザビエル大学で開かれた研修会（開催都市：カガヤン・デ・オロ市）でアジアクレジットユニオン連合会の設立をめざす準備委員会の設置が決定された。そして71年4月、第4回アジア地域クレジットユニオン・トレーニング・セミナー（開催都市：ソウル特別市）終了後、当時連合会が設立されていた日本、香港、韓国、フィリピン、台湾の5か国が設立メンバーとなり、アジアクレジットユニオン連合会が誕生した。^(注5)同連合会は当初、本部をソウル特別市に設置したが、83年にはバンコクに移転し、英語の名称も「Asian Confederation of Credit Unions」を改め、「Association of Asian Confederation of Credit Unions」となった。現在の主な業務は、アジア諸国におけるクレジットユニオン設立の支援や、加盟して

いる連合会役職員などへのマネジメント教育支援活動などである。

(注3) アジアクレジットユニオン連合会の設立経緯などについては、日本共助組合連合会編（1975）、Asian Confederation of Credit Unions（1981）、ACCU（2001、2011）、Credit Union League of Thailand Ltd.資料を参照している。

(注4) 日本、韓国、台湾のクレジットユニオン運動の展開については、古江（2015a、2015b、2016）を参照されたい。なお、ここでいう日本のクレジットユニオンとは、日本共助組合のことを指す。

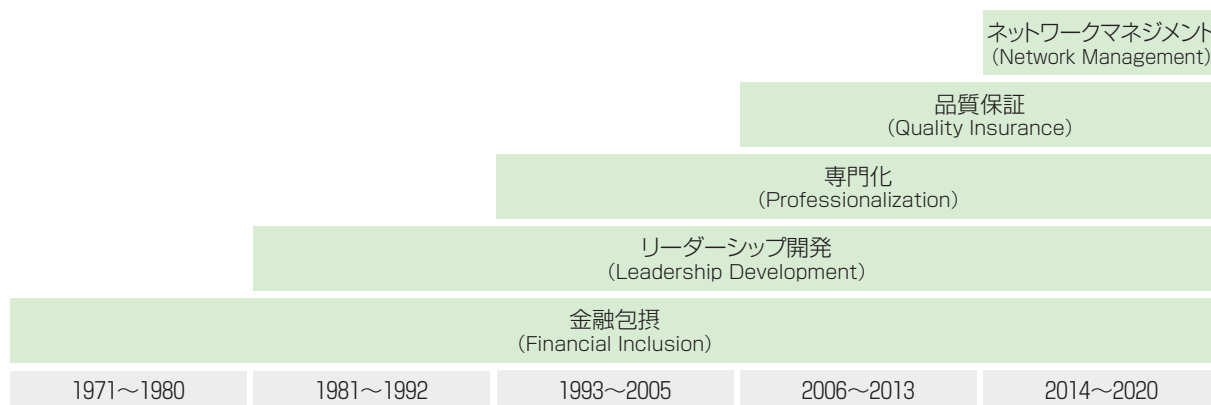
(注5) アジアクレジットユニオン連合会の設立については、ACCU（2001、2011）を参照している。

(2) アジアクレジットユニオン連合会の活動

第1図はACCUが会員に提供しているサービス活動の概念図である。^(注6)提供するサービス活動が「金融包摂」から「ネットワークマネジメント」まで多岐にわたっている背景の一つには、国によって経済状況や金融規制の程度などが大きく異なっているからである。

「金融包摂」とは、手頃なコストで金融サービスを受けることができるようにすることを意味し、クレジットユニオンが存在し

第1図 アジアクレジットユニオン連合会が会員に提供しているサービスの概念図



出典 ACCU(2014)

ない、またはクレジットユニオンが設立されて間もない段階にある国々の組織を支援することである。最近では、ミャンマー、ブータン、ラオス、東チモールでクレジットユニオン設立などの支援を行っているが、ここではミャンマーの取組みをまとめることにする。

ミャンマーのクレジットユニオン運動支援について、ACCUは国際連合の施策に従い、オランダのコンサルティング会社と共同でプロジェクトを実施した。これまでミャンマーは協同組合が設立されていたが、軍事政権下で運営が行われてきたため、ビジネスプラン、リスクマネジメントなどの観点から経済的持続性を図ることが難しかった。

そこで13年以降、政府の資金に依存しない10組合程度の新たなクレジットユニオンの設立を推進し、会計システムの導入やスタッフの教育などにも努めた。これらの地道な努力によって17年には34組合（組合員数は25万人）まで拡大し、現在ではミャンマー・グローリー・貯蓄信用組合連合会（Myanmar Glory Savings & Credit Cooperatives Federation）という全国機関が組織されるまでになった。

「リーダーシップ開発」とは、各国のクレジットユニオン連合会の役職員のトレーニング支援である。ACCUではクレジットユニオンの運営に携わるマネジャー、融資担当者、監査委員などを育成するためのトレーニング・カリキュラムを作成しており、同カリキュラムを活用し、連合会の役職員

がスムーズにクレジットユニオンのスタッフを育成することができるようノウハウを伝えている。次のステップの「専門化」とは、より専門的な教育プログラムを提供することを意味している。これらのプログラムもACCUが作成しており、組合経営に必要な金融、財務諸表、事業計画、ガバナンス分野の教育を行うとともに、マニュアル等も整備している。

「品質保証」とは、バランススコアカードをもとに、ACCUが作成した戦略ツール「アクセス（ACCESS）」などを活用した取り組みであり、「金融」「業務効率と競争的なポジショニング」「顧客・組合員」「学習と成長」という4つの側面からクレジットユニオンおよび連合会の強み・弱みを分析する。アクセスは現在、ネパール、フィリピン、インドネシアの連合会で活用されている。

最後の「ネットワークマネジメント」とは、各国の連合会およびクレジットユニオンのセルフ・レギュレーションの強化を図り、クレジットユニオンのモニタリングなどを実施することで倒産の未然防止を目的としている。

このような教育プログラムやセルフ・レギュレーションの強化を図っている理由の一つには、国によって金融規制が十分に整備されていないためでもある。またクレジットユニオンは、ボランティアによる活動であるため、連合会に加入せず、独自に活動を行う組合もあり、このような存在が、クレジットユニオン全体に悪影響を及ぼす可能性もある。そのため、ACCUは、クレジ

ットユニオン業界の健全な発展という観点から、各国に規制の強化なども求めている。

(注6) アジアカレジットユニオン連合会の活動については、ACCU (2014) を参照している。

2 タイにおける協同組合

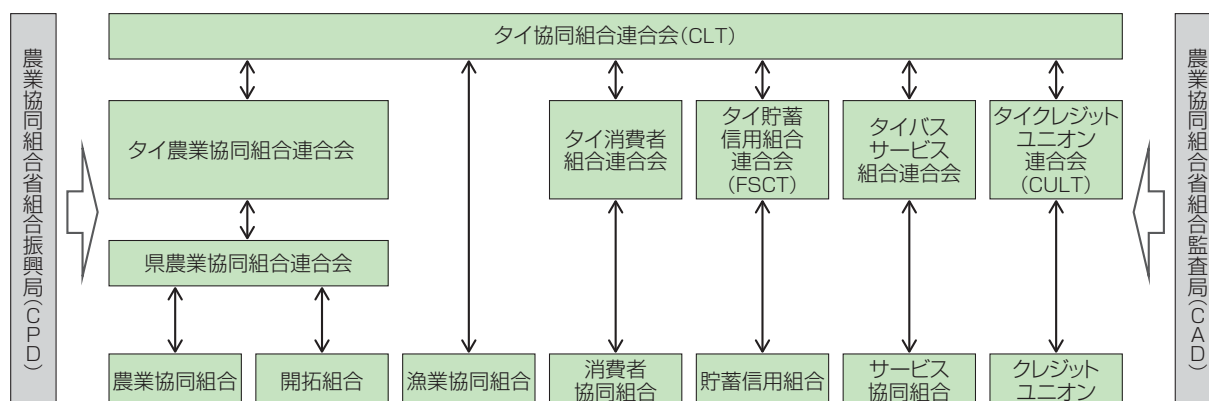
第2図はタイにおける協同組合運動の組織構造を示したものである。タイには農業協同組合（組合数：3,671，組合員数：659万人），漁業協同組合（組合数：81，組合員数：2万人），開拓組合（組合数：86，組合員数：19万人），消費者協同組合（組合数：152，組合員数：70万人），サービス協同組合（組合数：1,075，組合員数：52万人），貯蓄信用組合，クレジットユニオンの7つのカテゴリーがあり，6カテゴリーには全国機関がある^(注7)。この7つの組合は，農業協同組合省が管轄しており，協同組合を管理監督している部局が組合振興局（Cooperative Promotion Department）と組合監査局（Cooperative Auditing Department）である^(注8)。

組合振興局は協同組合を農業者や市民に普及・促進する役割を担っており，協同組合の登録に関する業務も行われている。それに対して組合監査局は，会計制度や財務分野を通じて協同組合の健全性や透明性を高めたり，監査業務を行う部署である。またすべての協同組合は，タイ協同組合連合会（CLT：Cooperative League of Thailand）に登録することが協同組合法によって規定されている。タイ政府が68年に制定した協同組合法によって設立が認可された同連合会は，組合職員や組合員に対するトレーニングや教育活動の主導的機関と位置付けられており，各組合は年間の純利益の3%（ただし，3万バーツ〔10万2,000円〕以下）をCLTに支払うこととされている。

(注7) タイにおける農業協同組合，漁業協同組合，開拓組合，消費者協同組合，サービス協同組合の組合数および組合員数（16年12月末現在）については，The Federation of Savings and Credit Cooperatives of Thailand Ltd.資料を参照している。

(注8) 組合振興局と組合監査局の記述は，Credit Union League of Thailand Ltd.資料および組合振興局ウェブサイトを参照している。

第2図 タイにおける協同組合運動の組織構造



資料 Panuwat Na Nakornpanom(2014) 資料およびThe Federation of Savings and Credit Cooperatives of Thailand Ltd. 資料をもとに筆者作成

3 タイ貯蓄信用組合連合会と貯蓄信用組合

(1) 貯蓄信用組合の概要

貯蓄信用組合（Savings and Credit Cooperatives, 第1表^(注9)）は同じ職場の人々を組合員とする職域金融機関であり、その歴史は、農業協同組合省組合振興局職員とタイ農業協同組合銀行（Bank for Agriculture and Agricultural Cooperatives）の職員を対象に1949年に設立されたことに始まる。72年には、81の貯蓄信用組合が、全国機関であるタイ貯蓄信用組合連合会（FSCT, 写真1）を設立。FSCTと単位組合である貯蓄信用

第1表 タイの貯蓄信用組合制度の概要

(単位 億円)

	15年	16
組合数	1,377	1,396
組合員数(百万人)	3.05	3.19
資産	65,902	71,596
出資金	30,563	33,167
預金	19,542	23,184
準備金	2,409	2,647
組合員への融資額	53,931	57,167
投資額	7,402	8,767
純利益	2,089	2,275

資料 The Federation of Savings and Credit Cooperatives of Thailand Ltd.資料
(注) 1ドル=112円で計算。



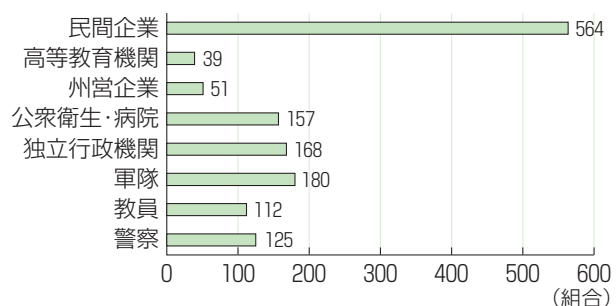
写真1 タイ貯蓄信用組合連合会

組合は、農業協同組合省に登録され、金融機関として組合員に金融サービスを提供してきた（83年には財務省にも金融機関として登録される）。

第3図は貯蓄信用組合の職域別組合数を表したものである。16年12月末現在、タイには1,396の貯蓄信用組合があるが、そのうちFSCTに加盟しているのは1,085組合であり、311組合はFSCTに加盟していない（ただし、前述したようにFSCTに加盟していない貯蓄信用組合でもCLTには加盟しなければならない）。

貯蓄信用組合の基本的な組織構造については、組合員は出資金額に関係なく一人一票の議決権があり、年次総会で役員（理事長と理事など）を選出する（任期は2年・2期まで）。組合員は貯蓄信用組合に出資と預金を行い、組合は組合員に融資などの金融サービスや福利厚生サービスを提供する。出資については、組合員になるための出資に加え、組合に毎月出資を行うことが定款に規定されている（例えば、組合員は毎月100バーツ〔340円〕を出資するなど）。また融

第3図 タイの貯蓄信用組合の職域別組合数
(2016年12月末現在)



資料 第1表に同じ
(注) FSCT未加入組合を含む。

資については、組合員と准組合員（組合員の親族など）に行うが、組合員と准組合員では貸出限度額などが異なっている。

貯蓄信用組合のローン商品は、無担保無保証の緊急ローン（短期ローン）、保証人が必要な一般ローン、担保が必要な特別ローンの3種類に分かれる（ただし、保証人や担保の有無については組合によってケース・バイ・ケースである）。

またここでいう福利厚生（allowance）とは、組合員の冠婚葬祭時に支払われる祝金や弔慰金である。例えば、組合員が結婚や出産、子どもが得度した場合などのライフイベントがあると、組合は祝金を支給する。支給額などについては、組合の規模などによって異なる（例えば、出産の祝金は500～1,000バーツ〔1,700～3,400円〕が支給される）。

（注9）貯蓄信用組合については、The Federation of Savings and Credit Cooperatives of Thailand Ltd.資料を参照にしている。

（2）FSCTと貯蓄信用組合

単位組合である貯蓄信用組合は全国機関であるFSCTに出資と預金を行っている。制度上、貯蓄信用組合は資産の0.1%以上をFSCTに出資するため、組合員が増加したり、前述したように組合員が毎月出資を行ったりして、組合の資産が増加すると、組合は増加した資産の0.1%分をFSCTに出資することになる。貯蓄信用組合は組合員からの預金を原資に組合員に融資を行うが、原資が不足した場合は、FSCTから融資を受けることができる。

貯蓄信用組合における競争優位とは、職

域金融機関であるため、給与天引きが行われることにある。そして、このことが不良債権比率を低水準に維持する要因の一つとなっている（貯蓄信用組合制度の不良債権比率は15年・0.27%、16年・0.22%）。またタイでは貯蓄信用組合に法人税が課税されていないことも、競争優位の源泉の一つとなっている。

（3）FSCT流動性共同出資基金

タイの銀行には預金保険制度があり、銀行が破綻した場合はタイ預金保護機構が一定額を限度に預金者の預金を保護している。しかし、貯蓄信用組合には預金保険制度が導入されていない。そのためFSCTは現在、組合振興局に同制度を導入するための提案を行っている。一方、FSCTは貯蓄信用組合が流動性リスクや預金の流失に直面した場合の枠組みとして、「FSCT流動性共同出資基金」（FSCT Liquidity Pool Fund）を創設している。

同基金は、貯蓄信用組合が同基金に一定額の預金（組合の総預金の2%以下を毎月）を行うと、FSCTは1年物の預金金利以上の利息を支払うというスキームである。そして貯蓄信用組合が何らかのリスクに直面した場合は、流動性共同出資基金から預金額の3倍の借入れを行うことができる（貸出金利は、FSCTが短期融資を行う利率から0.125%を差し引いた利率、3か月以内に返済する）。またFSCTは流動性問題に対する技術的な支援なども行う。ただし、同基金に加入している組合数は、51組合にとどまっ

ており、今後は預金保険制度の確立とともに基金への加入を促すように推進していくことが重要となるであろう。

(4) タイ電力開発公社貯蓄信用組合の 取組み

タイ電力開発公社貯蓄信用組合（写真2）は79年、債務問題に悩む公社職員の支援を目的に労働組合が中心となって設立した。現在の組合員数は約3万9,000人、組合員の家族などの准組合員は約8,800人である。同組合の総資産は1,023億バーツ（3,478.2億円）と、貯蓄信用組合のなかでも大規模な組合である。役員は総勢15人、任期は2年であり、1年ごとに半数が総会の選挙で改選される。調査訪問当時、当組合理事長はタイ電力開発公社社長が務めており、理事の多くも元公社職員が就任していた。貯蓄信用組合の多くは、プロパー職員が会計、運営、財務部門の責任者であるマネジャーを務めているが、同組合では理事がマネジャーを兼務している。なお、役員は組合から給与・賞与を受け取っていない（会議に出席した



写真2 タイ電力開発公社貯蓄信用組合

場合は、日当が支給される）。

同組合には、組合員の信用力を審査し、融資を行うローン委員会、運用部門のファンドマネージング委員会、組合員に対する啓蒙活動などを行うPR・教育委員会、福利厚生委員会の4つの委員会が設置されている。店舗は本店のみであるため、地方に勤務する組合員が預金を引き出す場合は、同組合が提携しているサイアム商業銀行やクルンタイ銀行のATMを利用する。融資については、緊急の場合はATMで借り入れることができるが、それ以外の場合はローン申請書を公社の各部署に提出すると、組合に回送して審査を受ける仕組みになっている。

同組合では、「多くの組合員にマイホームを所有してもらいたい」という思いから、住宅ローンの完済時の年齢を70歳までとしたり、当初の3年間は通常のローン金利より安く設定している。また、組合では住宅ローンを組成する際の火災保険に加え、生命保険も取り扱っており、これらの預かり資産業務で得た手数料（投資信託販売を含む）は福利厚生の原資として活用していることも大きな特徴である。福利厚生には、学業に秀でたり、スポーツや芸術に才能がある組合員の子どもに対する奨学金、洪水や火災などの被害にあった組合員への見舞金、組合員が死亡した場合の弔慰金などがある。

4 タイクレジットユニオン 連合会とクレジットユニオン

(1) クレジットユニオンの設立

地域をベースにした協同組織金融機関であるタイのクレジットユニオンは、1956年にアルフレッド・ボネン神父、チャバリット・チトラスクロウ医師たちが貧困者のためにボランティアセンターを設立したことからスタートする。^(注10)同センターは「スーン・克蘭・テワ」(Soon Klang Thewa)と呼ばれ、医療サービスの提供に加え、地域の子供たちに読み書き、裁縫や英語教育などを実施していた。センターはボネン神父のポケットマネーなどで運営されたが、施設の建設などにはドイツ・カトリック司教会議によって設立されたミゼリオ財団やイエズス会などの支援も受けた。そして65年にはこれらの活動がタイで最初のクレジットユニオンの設立へとつながった。79年2月には、14のクレジットユニオンによって設立されたタイクレジットユニオン連合会(CULT)が「貯蓄信用組合」のカテゴリーとして登録され、クレジットユニオンが正式に認可された(05年8月には「クレジットユニオン」のカテゴリーに移行)。当初のクレジットユニオン運動はカトリック教会の活動として始まったが、70年代からは仏教徒などとも積極的に会議を開催したこともあり、運動は全国に拡大した。

(注10) クレジットユニオンの歴史および組織構造などについては、Asian Confederation of Credit Unions (1981), Credit Union League of

Thailand Ltd.資料を参照している。

(2) CULTとクレジットユニオン

タイのクレジットユニオン(第2表)は、全国機関のCULT(写真3)と単位組合(クレジットユニオン)の2段階で構成されている。16年12月現在、連合会に加盟するクレジットユニオン数は、正会員が579組合、准会員が602組合となっている。ここでいう准会員とは、設立後間もなく連合会から運営に関する指導を受けている組合などのことである。またクレジットユニオンには、金融機関として登録されていない「支部(Chapter)」と呼ばれる組織があり、単位組合の職員教育や経営指導なども行われている。

第2表 タイのクレジットユニオン制度の概要

	(単位 億円)	
	15年	16
組合数	1,206	1,181
組合員数(百万人)	1.33	1.33
出資金	16	18
融資額	79	71
預金	117	138
資産	165	182

資料 Credit Union League of Thailand Ltd.資料
(注) 1ドル=112円で計算。



写真3 タイクレジットユニオン連合会

CULTはクレジットユニオンの出資金と預金をメインに資金を調達しているが、それ以外にも他金融機関から融資を受け入れたり、プロミサリー・ノート（約束手形）を活用することで資金を調達することもできる（FSCTの場合も、他金融機関の融資を受けることができるほか、プロミサリー・ノートで資金を調達することができる）。CULTによるクレジットユニオンへの融資（インターレンディング業務）については、クレジットユニオンの過去の経營業績、担保の有無などを基準に審査が行われ、融資を実行する（担保がある場合は、担保評価額の80%の融資が可能である）。

クレジットユニオンの融資の原資は、組合員の預金とCULTからの借入金メインである。ただし、洪水などで被災したクレジットユニオン（および組合員）を救済する場合は、低利融資をCULTは実施する。また他金融機関から資金を借り入れているクレジットユニオンのなかには、CULTの融資をリファイナンスに活用する場合もある。

CULTは金融事業以外にも、協同組合事業（Co-operative Business）を実施している。ここでいう協同組合事業とは、クレジットユニオンで使用する帳票類、クレジットユニオン職員のための教育関連書籍やユニフォームなどの備品の販売に加え、組合員が栽培した香り米（ジャスミンライス）や有機肥料などの販売も手がけている。

なお、クレジットユニオンも貯蓄信用組合と同様に預金保険制度がない。そのため、貯蓄信用組合やクレジットユニオンは純利

益の10%以上を上部団体や銀行に預金することが規定されている。また、タイではクレジットユニオンも法人税が課せられていない。

(3) バン・ノンクラム・パタナ・クレジットユニオンの取組み

タイ中部のペッチャブリー県（Petchaburi Province）に本店を置くバン・ノンクラム・パタナ・クレジットユニオン（写真4）は90年、54人の組合員と4,130バーツ（1万4,042円）の出資金で設立された。同組合が設立された理由は、地元の大学教授が貯蓄の重要性を唱え、その手段としてクレジットユニオンを紹介したことがきっかけであるという。組合員の多くは農業者であるが、経済的には決して豊かではない。そのため、貯蓄や融資といった金融サービスや福利厚生を受けることができるクレジットユニオンは地域社会で重要な役割を担っている。

同クレジットユニオンの役員は、組合員からの選挙で選ばれ、運営委員会、ローン委員会、教育PR委員会などを担当する（役



写真4 バン・ノンクラム・パタナ・クレジットユニオン

員は組合から給与・賞与を受けておらず、会議に出席した場合は日当が支給される)。営業区域は2郡9町と広域であるため、本店のほか2か所のサービスエリアを設けている。サービスエリアには、役員や職員が月3回ほど出向き、組合員のローン申請などを受け付ける(返済は本店で行われる)。

ローンは、①無担保無保証で出資金の一定割合を借入額の上限とした緊急ローン、②保証人が必要な一般ローン、③土地を担保とした特別ローンがある。同クレジットユニオンの貸付金残高の6割は一般ローンであり、そのうちの15%は、農産物の栽培や農地の開墾などを目的とした組合員の「生活の糧」に対する融資である。農産物価格の下落などによって返済が難しくなった場合は、返済計画を見直すなど柔軟に対応することになっている。

また同クレジットユニオンでは、組合員の収入を増加させる取組みの一環として、組合員に事業の多角化を奨励している。具体的には、農業協同組合省の職員をクレジットユニオンに招き、地鶏、牛の飼育やパイや栽培の講習会を開催している。また、女性組合員を中心とした食品加工業の取組みにもクレジットユニオンが協力している。

同組合のある役員は「小さい頃からクレジットユニオンの活動を見てきたので親しみがある。組合員がクレジットユニオンから資金を借り入れ、うまく事業をしている姿をみると本当にうれしい。今後も組合員が事業の幅を広げるための研究をしていきたい」と話す。また、同地域の農産物販売

は、仲介業者に農産物を販売することが一般的であるため、農業者の手取りが少なくなるといふ。そこで組合員の所得向上に向けて仲介業者が介入しない販売方法の研究も行いたいと述べた。

(4) ノンカノン・クレジットユニオンの取組み

ノンカノン・クレジットユニオン(写真5)はバン・ノンクラム・パタナ・クレジットユニオンから車で20分ほどの距離にある。ノンカノン・クレジットユニオンの組合員も農業者が多く、一般ローンによる農業関連融資が多いという。ただし、同地域ではヤミ金融業者も少なくないため、債務整理のための融資もある。またヤミ金融業者被害にあった組合員に対しては相談も受け付けている。

同クレジットユニオンから融資を受ける場合は、ローン委員が申請者のスクリーニング(就業しているかどうかなど)を行い、スクリーニングをパスすると、申請者はローン委員会に通帳、ローン申請書、住民票



写真5 ノンカノン・クレジットユニオン

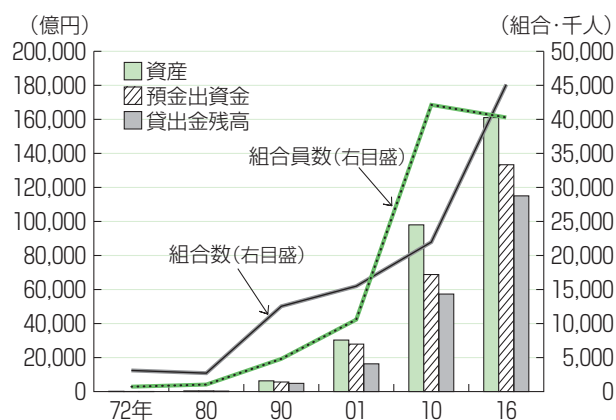
などの必要書類を提出する。審査では、例えば、「借り入れた資金を使い、どの場所でバナナの栽培をするのか」といった確認などを行う。ローン委員会の審査をパスすると、組合員はローン委員会から「返済ができなくなった場合はどうするのか」というヒアリングや指導なども行われる。以上のようなプロセスを経るため、組合員がローン申請を行ってから融資を受けるまでの期間は1週間ほどとなる。

ノンカノン・クレジットユニオンでは有機農業の普及も推進しており、ローン委員会に所属する委員が有機農業に関する技術やノウハウを研究し、組合員を指導する一方、同クレジットユニオンは有機農業を実施する農業者への融資については金利優遇を行っている。有機農業を推奨している理由は、農作物が高く販売できたり、肥料代が節約できるなど組合員の所得向上という側面もあるが、農薬による組合員の健康被害を防ぎたいという強い思いから始まったという。

おわりに

第4図は、アジアにおけるクレジットユニオンの組合数、組合員数、資産規模、預金出資金、貸出金残高などを表したものである。72年にACCUが設立されて以降、クレジットユニオンはアジア諸国で相次いで設立されるようになり、資産規模については、10年は9兆7,969億円であったが、16年には16兆1,043億円と拡大している。しかし、

第4図 アジアにおけるクレジットユニオン数・資産規模等の推移



資料 ACCU(2017)

クレジットユニオン運動の取組みについては、例えば、預金保険制度の有無など、各国の経済の発展段階、金融制度や社会保障制度などの状況によって異なっており、決して同じではない。そうしたなか、ACCUは新たなクレジットユニオンの設立支援、各国の連合会役職員へのマネジメント教育支援、国際会議の開催などによるコーディネーションなどを通じ、「シンクタンク」としてアジアのクレジットユニオン運動に貢献してきたことは注目される。

一方、タイにおいて貯蓄信用組合やクレジットユニオンが活発に活動している背景の一つには、年金制度が十分に完備されていないため、老後の生活資金として貯蓄が必要であるなど、社会保障制度の補完という側面もあるが、職場の社員・職員の債務問題の解決やヤミ金被害の未然防止といった観点からこれらの組合が設立されたことは特筆される。また、本稿では、タイにおけるクレジットユニオンの取組みとして、農業者の事業の多角化や有機農業の推進を

紹介したが、地域の多くの人々の参加が重視される協同組織金融機関は、地域社会にとってかけがえのない知識を普及する「場」としても機能しており、このことが地域社会の課題を解決し、地域を発展させる原動力となっていることに、我々は改めて目を向ける必要がある。

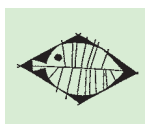
<参考文献>

- Asian Confederation of Credit Unions (1981) *A Glimpse into the Asian Credit Union Movement—A Compilation of the Histories of Credit Unions in Six Asian Countries*, Seoul, Korea.
- Association of Asian Confederation of Credit Unions (ACCU) (2001) *The Power of Partnership. Celebration 30th Anniversary 1971-2001*.
- Association of Asian Confederation of Credit Unions (ACCU) (2011) *MEMOIR. 40th Anniversary 1971-2011*.
- Association of Asian Confederation of Credit Unions (ACCU) (2014) *Annual Report*

2013-2014.

- Association of Asian Confederation of Credit Unions (ACCU) (2017) *Annual Report 2016-2017*.
- Credit Union League of Thailand Ltd. (2017) *Annual Report 2016*.
- Credit Union League of Thailand Ltd.資料
- Panuwat Na Nakornpanom (2014) *The 1st Thailand - Pacific Island Countries Forum (TPIF) 9-10 August 2014*, Bangkok, Thailand 資料
- The Federation of Savings and Credit Cooperatives of Thailand Ltd.資料
- タイ貯蓄信用組合連合会ウェブサイト
- タイ農業協同組合省組合振興局ウェブサイト
- 日本共助組合連合会編 (1975)『共助組合諸研究〈Ⅱ〉(自助自立の共同体をめざして)』上智大学社会経済研究所
- 古江晋也 (2015a)「カトリック教会が広めた金融組織——日本共助組合の半世紀——」『農林金融』2月号
- 古江晋也 (2015b)「韓国におけるクレジットユニオン運動の展開」『農林金融』12月号
- 古江晋也 (2016)「台湾におけるクレジットユニオン運動の展開」『農林金融』8月号

(ふるえ しんや)



中国における農地担保金融の 最近の動向と課題

主事研究員 王 雷軒 (Wang Leixuan)

〔要 旨〕

本稿は、中国において農業融資における信用補完手段として期待が寄せられている農地担保を取り上げ、現地調査を通じた地方行政や金融機関の取組状況について整理し、金融機関からみた農地担保金融が抱える課題をまとめたものである。

中国では農地担保は、関連する法律で認められていないものの、試行地域でその取組みが積極的に進められている。農地制度の改正や農地にかかわる権利関係の確定作業の進展に伴い、中国において農地は流動化し、農地担保金融も拡大の兆しをみせつつある。農地担保金融の拡大から、農地担保は農業経営体、特に大規模専業農家、農民専業合作社、農業企業といった新型農業経営体における借入時の担保不足の状況を一定程度改善したと考えている。

一方、金融機関からみると農地を担保とした融資件数および融資額の農業融資全体に占める割合は僅かであり、農地担保金融が農業経営体の借入れの主軸になっているとは言い難い。農業経営体の新たな信用補完手段として期待されている農地担保であるが、現段階では金融機関の反応は概して芳しくなかった。

農地担保融資の件数および融資額が少ない背景には、金融機関からみて農地の経営権は担保として評価額が低く、また農地担保は処分が容易でないという問題がある。今後、農地担保金融の制度化および拡大には、試行地域で浮き彫りとなった問題点の解消が不可欠である。

目 次

はじめに

1 農地担保制度試行の背景

- (1) 農地制度の変遷
- (2) 進む農地の流動化
- (3) 農地担保金融の展開

2 農地担保金融の動向

- (1) 調査地域 A

- (2) 調査地域 B

- (3) 調査地域 C

- (4) 調査地域 D

- (5) 調査地域 E

3 金融機関からみた農地担保金融をめぐる課題

おわりに

はじめに

農業経営体の借入れにおける主要な信用補完手段としては、物的担保（農業機械、家畜等の動産担保、農地等の不動産担保）、保証人、機関保証の3つがある。農業経営体が金融機関から農業資金を借り入れる場合に、この3つのうちのいずれか、あるいは複数^(注1)を組み合わせて信用補完を行うことが多い。

中国の農業経営体の信用補完^(注2)においては、従来親族、公務員および企業経営者などの保証人による保証が中心であった。しかし、農村部における密接な人間関係などを背景として比較的容易であった保証人依頼は、次第に難しくなってきた。この背景には、農業経営体の借入額の増大、出稼ぎに行く農家の増加に伴う農村常住人口の減少や資金を借り入れた経営体が債務不履行に陥るケースがあると考えられる。

また、農業融資に機関保証（民間＋政府系）が導入されるようになったが、まだ体制整備の段階にあるため、十分に機能して^(注3)いない。

親族などによる保証が困難になり、機関保証も十分に機能していないため、農業の担い手として期待される大規模専業農家、農民専業合作社、農業企業といった新型農業経営体からは、物的担保による信用補完へのニーズが高まっている。これらの経営体の実情にあった信用補完手段を整備していくことは、今日の中国の農業金融に課せられた重要な課題の一つである。

こうしたなか、本稿では、農業融資における信用補完手段として期待が寄せられる農地担保を取り上げ、農地担保金融への取組状況について整理し、金融機関からみた農地担保金融が抱える課題を考察する。第1節では、中国の農地担保金融を理解するために、日本とは大きく異なる農地制度の変遷とその権利関係について簡潔に紹介するとともに、近年急速に進む農地の経営権の流動化（以下「農地の流動化」という）の動向を踏まえたうえで農地担保金融の展開を整理する。第2節では、陝西省、江蘇省、山東省・遼寧省での現地調査結果をまとめて、地方行政や金融機関の農地担保金融における取組みの状況を明らかにする。第3節では、現地調査の結果を踏まえ、金融機関サイドからみた農地担保金融が抱える課題を論じ、最後に農地担保金融の今後の方向性を考えてみたい。

（注1）茂野（2008）を参照。

（注2）2016年に実施された第3回全国農業センサスによれば、16年末時点、中国の農業経営体数は2億743万経営体、うち大規模専業農家398万戸（施設農業経営体49万戸）、農民専業合作社179万社、農業企業が35万社あった。

（注3）16年には、国の農業信用保証保険機関である「国家農業信貸担保連盟公司」が財政部（日本の財務省に相当）および各省政府の機関保証組織の出資により設立された。この連盟公司は省政府の機関保証組織に対する再保証の実施、省政府の機関保証組織のための人材育成やシステム開発などのインフラ整備に加えて、金融機関の本部との連携強化を図ることを主な業務としている。設立以来、中国農業銀行や中国郵政貯蓄銀行など15行と業務協定を締結したほか、省政府の機関保証組織を通じて約2万の農業経営体への信用保証を行った。

1 農地担保制度試行の背景

(1) 農地制度の変遷

中国の憲法では、都市部の土地は国有で、農村と都市近郊の土地は集団所有と定められている。以下では、農地の集団所有制が形成されたプロセスを簡潔に振り返ってみよう。

1947年、50年にそれぞれ採択・施行された「中国土地大綱」「土地改革法」に基づき、中国共産党は、土地改革を実施し、地主や富農から取り上げた農地を農家に分配し、農家が農地所有権を持つようになった。

50年以降、農業合作化運動（農業集団化運動）が始まり、58年には複数の高級農業生産合作社を統合して統一的管理体制を採り入れた大集団である「人民公社」が創設された。「人民公社」は、農地に人民公社一生産大隊一生産隊の「三級所有制」（三段階の所有制）を導入したものの、62年以降は原則として生産隊に農地が帰属することとなった。^(注4)そこで農家は農地を取り上げられ、50年代後半から60年代前後にかけて農地の私的所有から農地の集団所有へと完全に移行した。

しかし、この体制下における農民の労働意欲は低く、農業の低迷を招いてしまった。これに対して中国共産党第11期3中全会で農村改革が決定され、農業生産責任制が導入された。これにより生産隊が生産隊内の作業グループに生産を請け負わせ、生産高と結び付けて労働報酬を算出し、生産ノルマを超過達成したときはそれに報いること

ができるようになった。その後、農業経営の単位は更に小さくなり、81年から83年ごろには作業グループから家族を単位とする農業生産責任制、すなわち家族請負経営制が普及した。

家族請負経営制が確立された後、政府は86年4月に「民法通則」、86年6月に「土地管理法」、02年8月に「農村土地請負法」^(注5)、07年3月に「物権法」を採択した。これらにより、農地の請負期間の安定化が図られたほか、農地の所有権と農地に関する請負経営権とを分離（以下「両権分離」という）し、農地の請負経営権の用益物権化を確立した。^(注6)用益物権とは、他人の所有する不動産または動産に対する占有・使用・収益の権利のことである。

このように、中国の物権法では、農地の請負経営権（日本の民法が定める用益物権の永小作権に相当する）が用益物権として認められている。しかし、中国の物権法には、集団所有の農地などの使用権は担保にすることができないという規定がある（第184条）。後述のとおり、14年の中央1号文件には、農地の経営権を担保とする農地担保融資を認めるという内容もあるが、この内容は物権法第184条とは明らかに矛盾している。そのため、15年から232県を物権法関連条項の適用除外地域として、農地の経営権を担保とする農地担保融資の試行（実験）が開始されるようになったわけである。試行の状況を踏まえたうえで、関連する法律法規の修正が実施される見込みである。

一方、農地の両権分離は、中国農村経済

を取り巻く環境の急激な変化に伴いその問題点が日増しに顕著となった。例えば、都市化が進むにつれて農地の流動化が急速に進行したため、農地の請負経営権を持つ者と農地を利用する者とが同一でなくなる場合が増加した。特に利用者側では多様な農業経営体が育成され、農業政策上も農地を集積利用する大規模農業経営体の創設が奨励されている。このため、農地の資産的要素（請負権）と利用（経営権）の分離が求められるようになってきたのである。

こうしたなか、13年12月の「中央農村経済工作会议」では、それまでの所有権と請負経営権の両権分離に代わる、所有権、請負権、経営権の「三権分置」という政策が打ち出された。これにより、農家に与えられた請負経営権を請負権と経営権に分離すること、流動化の対象はあくまでも経営権であって、請負権ではないことが明確化された。すなわち、これまでと同様に集団構成員である農家が請負権を持つが、農地の利用は、実質的にそれを利用する者が使用権としての経営権を取得できることとなった。そして、農地の請負権者である農家と農地の利用者が契約を交わすことで、請負権を持つ者は経営権を持つ者から地代を受け取れることが明確化された。^(注7)

また、農地の請負経営権は用益物権であり、このうち経営権は目的物を排他的に利用できる権利であるため、権利関係を主張するには、登記により対抗要件を具備することが必要である。そのため、14年ごろから農地の請負経営権の確定・登記・権利書

発行が開始され、これらの作業が急ピッチで進められているところである。農業部によれば、17年11月末時点でこれらの作業の82%が完成している。^(注8)

加えて、農地の請負経営権についての期限延長も決定された。これにより経営権の安定化が図られた。すなわち、農地の請負期間は第1期には最長15年間であったが、この請負期間の満了後（96年から98年ごろ）に開始された第2期では、請負期間が30年間に延長された。^(注9)17年10月に開催された中国共産党第19期大会で第2期満了後の再延長も30年間となった。

（注4）池上（2017）を参照。

（注5）全国人民代表大会農業与農村委員会（17年10月31日）が公表した「農村土地請負法の修正案に関する解説」（中華人民共和国農村土地承包法修正案〔草案〕）によれば、農村土地請負法は改正が行われる見込みである。

（注6）「物権法」の第11章に農地の請負経営権についての規定を定めている。

（注7）阮（2014）、尹（2017）を参照。

（注8）農業部農村経済体制与経営管理司長である張紅宇の記者会見による（17年11月29日付）。

（注9）請負期間を30年としたのは耕地であり、草地は30～50年、林地は30～70年とされた。これは93年10月の「中央農村工作会议」で決定され、同年11月の1号文件のなかで明記された。

（2）進む農地の流動化

80年代初期、約2.3億の農業経営体があり、1戸当たりの耕地経営面積は8ムー（1ムー≒6.67a）以下だった。このように数多くの小規模農家が存在している状況において、どのように農業の近代化を成し遂げるかについては、絶えず論争があった。

98年の中国共産党第15期三中全会では、家族請負制の果たす役割を積極的に評価し

たうえて、これを長期的に堅持するとともに、農業の近代化を推進する具体的な政策を探索しなければならないとした。これを受けて豊富な経営資源や独自の販売ルートを保有する農業企業が生産農家との連携を強化するなど「会社＋農家」を中心として農業を産業化する試みが始められた。また、農家への権利保護の強化や、農業企業と農家との利害関係の調整を背景に、農民專業合作社と呼ばれる農業協同組合的な組織が急速に増加しており、「会社＋農民專業合作社＋農家」を中心とした農業の産業化も進められている。

農業の産業化の動きを受けて、一部の農業経営体へ農地を集積することが自然発生的に始まったが、その後この動きは法的に位置づけられ、具体的には、03年3月に「農村土地請負法」（農村土地承包法）が施行され、同法第32条で請負経営権の移転に関する法的根拠が与えられた。

このように、請負経営権に関する法的整備が進む一方で、当初農地の流動化はそれほど進まなかった。しかし、農業部が農地の流動化についての全国的な統計を取り始めた08年からのデータを確認したところ、08年以降は急速に進んでいる（第1表）。流動化された農地面積が家族請負農地の総面積（13.4億ムー）に占める比率（農地流動化率）は08年には8.9%だったが、16年には35.1%に達した。流動化された農地の総面積は4.7億ムーにもなる。^(注10)

農地流動化率が上昇した背景には、農村から都市部への出稼ぎ労働者の移動が進ん

第1表 進む農地の流動化の動向

(単位 %)

	農地 流動化率	受入借地総面積に占める 経営形態別の割合			
		農家	農民專業 合作社	農業企業	その他
08年	8.9	—	—	—	—
09	12.0	71.6	8.9	8.9	10.7
10	14.7	69.2	11.9	8.1	10.9
11	17.8	67.6	13.4	8.4	10.6
12	21.2	64.7	15.8	9.2	10.3
13	25.7	60.3	20.4	9.4	9.9
14	30.4	58.4	21.9	9.6	10.1
15	33.3	58.6	21.8	9.5	10.1
16	35.1	—	—	—	—

資料 池上(2017), 農業部より著者作成

だほか、政府の農地集積や大規模経営に対する補助金、農地貸借取引への支援といった政策的要因もある。例えば、13年中央1号文件では、農地の集団所有制および家庭請負制という農業の基本的経営制度の根幹を堅持したうえて、大規模専門農家、家庭農場、農民專業合作社などへの農地の集積も進め、家族経営を中心とする多様な農業経営体を育成する方針を打ち出した。

(注10) 農地の流動化について、農業部の統計（『中国農業発展報告』）では、農地の移動方式を①同じ集団内（村内）の別の農家への移動（転包）、②集団外（村外）の農家、農民專業合作社、農業企業などへの移動（出租）、③経営権を株式化して農業生産を行う農業経営体に現物出資することを指す株式合作（股份合作）、④同じ集団内の別の農家への請負経営権の譲渡（転讓）、⑤同じ集団内の農家間での農地の請負経営権の交換（互換）、⑥その他（其它形式）の6つに分けている。①と②で80%以上を占めており、①、②、③については請負権の移動ではなく、経営権が移動するだけであるが、④と⑤においては請負権と経営権の両方（請負経営権）が移動する。

(3) 農地担保金融の展開

三権分置により請負経営権から経営権が分離され、経営権の移転が可能となり、そのための法的整備と権利の確定や登記といっ

た実務上の体制整備が進む前から、農地の請負経営権を担保とする金融は進められていた。^(注11)三権分置の後、経営権に抵当権を設定することができ、本稿ではこれを「農地担保」と称することとする。

農地担保の利用を進めるためには、その背後に自由な価格形成や移動という市場性が確保される必要がある。また、一定の価値を持ち、容易に換金することができ、これによって債権の回収が保証される必要がある。これまで、農地の経営権を担保として利用可能なものとするため、こうした環境整備が行われてきた。

08年10月には、中国人民銀行（中央銀行）および中国銀行業監督管理委員会（銀监会）が「農村金融商品とサービス方式のイノベーションの推進に関する意見」を公表し、中部6省・東北3省で2、3県を選出し、それらの県で農地担保金融を試行すること

を決定した（第2表）。試行とは、新しい制度を中国国内で全面的に展開・普及する前に、1地域もしくはいくつかの地域で実験を行うことにより、効果や影響などを見極めることである。中国では、国土の広さや人口規模の大きさから、社会や経済への悪影響を回避するための試行が多いとみられる。

また、13年11月の中国共産党第18期3中全会で採択された「中共中央が全面的な改革を深めるための若干の重大な問題に関する決定」で、農村改革を深化させるため、新型農業経営体の育成に力を入れ、請負農地の経営権に抵当権の設定を認めるとした。そして、14年の中央1号文件には、農村の土地の集団所有制を堅持したうえで、請負権を安定させ、経営権を活性化させ、金融機関の農地担保融資を認めると明記された。

15年8月、国務院が「農村の請負地にか

第2表 農地担保金融の展開に関する最近の政策文書

	政策文書	農地担保金融と関連する内容
08年10月	「農村金融商品とサービス方式のイノベーションの推進に関する意見」（関与加快推進農村金融產品和服務方式創新的意見）	中部6省・東北3省で2～3の県を選出し、それらの県で農地担保金融を試行することを決定
13. 11	「中共中央が全面的な改革を深めるための若干の重大な問題に関する決定」（中共中央関与全面深化改革若干重大問題的決定）	請負農地にかかる経営権に抵当権の設定を認める
14. 1	「農村改革を深化させ、農業の近代化を推進するための若干の意見」（関与全面深化農村改革加快推進農業現代化的若干意見）	金融機関の農地担保融資を認めることを明記
15. 8	「農村の請負地にかかわる経営権および農民住居の財産権にかかわる担保貸付を試行するにあたってのガイドライン」（国務院関与開展農村承包土地的經營權和農民住房財產權抵押貸款試点的指導意見）	経営権に対する抵当権とそれに基づく貸付けおよび農家の家屋敷に対する財産権について抵当権とそれに基づく貸付けを認める
16. 3	「農村請負土地の経営権にかかわる担保貸付の試行地域に関する暫定弁法」（農村承包土地的經營權抵押貸款試点暫行弁法）	232か所の請負土地の経営権にかかわる担保貸付の試行地域を指定
16. 6	「農村の集団経営性建設用地にかかわる利用権の担保貸付に関する暫定弁法」（農村集体經營性建設用地使用權抵押貸款管理暫行弁法）	15か所の農村の集団経営性建設用地にかかわる担保貸付の試行地域を指定

資料 関係部門が公表した資料より著者作成

かわる経営権および農民住居の財産権にかかわる担保貸付を試行するにあたってのガイドライン」を公表した。これにより経営権に対する抵当権とそれに基づく貸付けを認め、資金の借入時にかかる担保不足を解消する試みが始まった。

これを受けて16年3月には、中国人民銀行などの連名により「農村請負土地の経営権にかかわる担保貸付の試行地域に関する暫定弁法」「農民住宅財産権担保貸付の試行地域に関する暫定弁法」が通知され、それぞれ232か所、59か所の県級行政区が試行地域に指定されている。

さらに、農村集団所有の経営性建設用地（農業企業用地など）についても、国土資源部と銀监会が16年6月に「農村の集団経営性建設用地にかかわる利用権の担保貸付に関する暫定弁法」を通達した。試行期間は通達時点から17年12月31日までであったが、試行期間が延長され、指定試行地域を15から33に拡大することが決定された。これに伴い、農地担保をめぐる試行地域も拡大するとともに、期間も延長されることが想定されている。

このように、近年は農地担保のみならず農民の住宅にも担保設定が可能となったため、不動産担保金融が拡大の兆しをみせつつある。^(注12) 中国人民銀行農村金融服務研究小組（2017）によれば、16年末時点、農地担保が試行されている232の県において、金融機関の農地担保金融の貸付残高は140億元となっている。これに住宅を担保とした貸付けも含めば貸付残高はより多額になる

とみられる。

(注11) 現在体制整備が進められている農地担保金融の歴史は、80年代までさかのぼることができ、羅ほか（2005）によれば、貴州省湄潭県ですでに実施されていた。各省が相次いで積極的に取り組み始めたのは2000年代後半からである（陳（2014））。

(注12) なお、評価や効果については、羅ほか（2017）の研究では、農業経営体の信用を補強できるという肯定的な見方がある一方、陳（2010）は融資難という問題を解決できない、逆に金融機関から資金を借り入れた農家が債務不履行の場合に農地を失い、社会問題になりかねないとの懸念もあった。黄（2017）は80年代に始まる農村労働者が非農業部門に就業するという動きの強まりに伴い、請け負った農村の土地をいかに処置するかという問題に直面する、黄（2014）は一般農家にとって、農地担保による資金の借入れができていないのが現状である、などと指摘した。

2 農地担保金融の動向

地方行政や金融機関の農地担保金融への取組状況を明らかにするため、17年7月上旬に陝西省、江蘇省、8月下旬に山東省・遼寧省で現地調査を行った。調査地域Cを除く全ては農地担保金融の試行地域となっている。その内容は以下のとおりである（第3表）。

(1) 調査地域A

調査地域Aでは、政府は13,040戸の請負経営権の確定・登記作業を16年に終了している。同地域の特徴は、農地の流動化率が高いことである。流動化された農地面積は6.3万ムーであり、農地総面積の73%にあたる。政府は17年後半に更に1万ムーの農地の経営権を新型農業経営体等に移転する予定であり（調査時点）、農地の流動化率は17

第3表 調査地域における農地担保金融をめぐる概況

調査地域		A	B	C	D	E
開始時期		11年	10	14	14	13
請負経営権の確定作業等の進捗状況		16年完成	95%	—	17年末完成予定	71%完成
農地流動化率(%)		73	60以上	—	41	34
信用リスク補完基金	規模(万円)	1,000	500	640	3,000	1,000
	債権保全率(%)	80	80	70	60	50
金融機関全体の融資実績	融資残高(億円)	1.2	1.4	0.5	1.1	3.7
	融資件数(件)	—	572	62	103	519

資料 ヒアリング資料より著者作成

年末までに85%に上昇する見込みである。

同地域における農地の集積を促進するため、村レベルの土地銀行や土地合作社が農家から経営権を受け入れ、その後、村の農地をまとめて新型農業経営体等に貸し出す業務を担っている。また、経営権の移転円滑化を図るため、14年に1,000万元の資金を出資して地方所有の国有企業である農地移転服务公司（会社）が設立された。同公司は経営権を受け入れた農地に対して水利施設などのインフラ整備を行った後に、同公司から経営権を農業企業などに貸し出す。経営権の基礎となる農地の請負権を持つ農家などの農業経営体は、平均で770元／ムーの地代を同公司から受け取り、公司は農業企業などから平均1,000元／ムーの地代を受け取る仕組みとなっている。公司の経営権取引における収支差額は管理費であり、インフラ整備などの費用にもあてる。なお、経営権の移転期間は2028年3月12日までで統一されている。

経営権の取引や資金借入れの際の担保設定に資する環境整備として、農地経営権の

評価、移転および登記を行う農村産権流通交易センターが15年12月に創設された。また、農地担保金融を対象に、農村商業銀行と区政府がそれぞれ500万元の資金を拠出し、合計1,000万元の信用リスク補完基金も創設した。自然災害や事故などで農業経営体の債務不履行がある場合、この基金

を利用すれば、金融機関の農地担保融資額の80%が保証されることとなっている。

これらに加えて、銀行への奨励政策として、市政府の融資奨励金制度があり、1億元の農地担保融資残高を達成すれば、その超えた額に対して0.3%の奨励金利分の額が支払われる。農家に対しても借入金利を2%引き下げる補助がある。

地域内の農村商業銀行は11年に農地担保融資を開始し、調査時点の農地担保融資残高は1.2億元で、この額は総貸出残高の7%にあたる。農地担保融資を開始した年の融資残高は1,000万元であり、法律に抵触しないか、農地処分ができるか、という懸念もあって農地担保金融はそれほど進展しなかった。しかし、前述のような環境整備が進んできたことを背景に、次第に農地担保金融が重要視されるようになった。

(2) 調査地域B

調査地域Bの政府は農地権利の帰属に関する確定・登記作業などを進めており、調査時点でその95%が完成している。

農地担保金融は10年から始められており、15年12月末の試行地域指定までにすでに経験を積んでいた。同地域は農地担保金融の試行地域に指定された後、政府の指示もあって、16年から中国人民銀行（同区支店）が農地担保金融に関する促進策を取り始めた。まず、中国人民銀行、農村信用社などの金融機関で農地担保金融の推進小組（グループ）を作り、融資の実施方針を定めた後、それぞれの金融機関が実施細則を策定、公表し、これに基づいて農地担保金融への取組みを始めた。

また、区政府が500万元の財政資金を出して信用リスク補完基金を設けた。これにより金融機関の農地担保融資額の80%が保証されることとなった。加えて農業経営体の信用増強のために5,000万元を市と区が出資し、担保会社を設立した。担保会社への保証料は農業経営体が支払い、その保証料の水準は貸出残高の1.2~1.5%となっている。

この地域で、農地担保金融を実施している金融機関は、農村信用社のほか、村鎮銀行、郵便貯蓄銀行、都市商業銀行（日本の地方銀行に相当する）、農業銀行がある。16年における地域金融機関全体の農地担保融資残高は1.4億元で、開始以来の融資件数は572件であった。この融資を推進するために、これらの金融機関は専用窓口を開設したほか、借り手にとっての優遇措置（金利の優遇等）も発表した。

それぞれの金融機関の動向は次のとおりである。農村信用社は10年に農地担保金融

を開始した。農地担保融資件数が250件で融資残高は700万元あった。11年に施設農業が雪害を被ったことでこれらの融資の一部が不良債権化した。そのため、農地担保融資は一旦停止したが、16年に再開した。同年末の融資件数は26件で2,100万元の融資残高となっている。これは、総貸出残高の10~15%にあたる。農家と農民專業合作社がこの融資を利用しているという。

都市商業銀行は都市部の信用社が商業銀行へ転換した金融機関である。中小企業を主な顧客としながらも16年に農業経営体への融資を進めることとした。うち、農地担保融資件数は3件で、合計320万元を貸し出した。そのうち農民專業合作社（1社）への貸出が300万元、農家2戸がそれぞれ5万元と15万元であった。農民專業合作社は養鶏の経営規模拡大と野菜施設整備のため農地担保金融を利用したが、経営権のほかに農業施設も担保に供した。5万元を融資した農家へは小売店を開業するための資金、15万元を融資した農家へは食品店出店資金を貸し出した。両農家への貸出は、農地担保のほか宅地も担保とすることで可能となった。

（3）調査地域C

調査地域Cの財政局は640万元の資金を拠出して農地担保融資を対象とする信用リスク補完基金を創設し、金融機関の農地担保融資額の70%を保証している。また、農地を含む主要な資産の価値を評価し、それを流通させる組織である農村産権交易所も

14年に発足した。さらに中国人民銀行（同区支店）も農地担保金融にかかわる実施方針などを策定し金融機関にこの融資を促してきた。

地域内の金融機関は14年3月から農地担保融資を行っている。農地担保を利用する農業経営体は、大規模専業農家、農民専業合作社、農業企業である。17年6月30日時点における農地担保融資の累積実績は、件数が62件、融資残高が4,790万元であった。地域内の金融機関の融資状況はそれぞれ以下のとおりである。

農村商業銀行の農地担保融資は、農業企業向けが2件で、融資額は100万元であった。12年10月に設立された村鎮銀行は、14年から農業企業を対象にした農地担保融資に取り組み始め、16年の融資件数は5件、融資額は390万元であった。農業銀行も15年2月よりこの融資を行っており、1件で170万元を貸し出した。農業銀行によれば、経営権の担保価値が低いほか、経営権の権利証書に盛り込まれた農地面積の数値と農業経営体の実際の経営面積との差異があることもあり、融資拡大に慎重な姿勢である。

また、同地域の大学関係者によれば、この地域においては地代が上昇傾向にあり、農地の転用期待があるほか、農地を借り入れる経営体も経営負担を軽減するために、1年ごとに地代を支払う場合が少なくない。このように経営権の貸借契約は実質的に1年ごとに更新となっているため、債務不履行時の経営権の処分が難しいという問題もある。

（4）調査地域D

調査地域Dは、農地総面積が166万ムー、農地移転面積が69万ムー、農地の流動化率は41%となっている。市の農経局によれば農地権利の帰属に関する確定・登記作業などは、17年末に完了する予定である。

同地域は14年ごろに農地担保金融への取組みを開始した。15年末に農地担保金融の試行地域として指定され、その時経営権を抵当権にした金融機関の貸出を促す工作領導小組（市長、中国人民銀行支店長、農経局幹部、金融機関の経営者ほかで結成されたグループ）を設立した。この体制のもとで、農地担保金融の実施方針を策定したほか、農業銀行、郵便貯蓄銀行、農村信用社、村鎮銀行などと融資推進覚書も締結した。このうち農地担保金融を推進する中心的な金融機関は、支店を多く持つ農村信用社である。

また、14年11月に農村総合産権交易センターも創設した。同センターは請負経営権証書、施設所有権証書を発行する業務などを行っている。この業務を行うことが、休耕地問題の解決や農村資産の活用、農村の幹部と農家間のトラブルの防止、新型農業経営主体への融資の促進、無秩序な地代競争の回避、適切な地代価格の形成につながっていると同センターでは考えている。

加えて、財政局が3,000万元の資金を拠出し、信用リスク補完基金も設けた。これは金融機関の債権の60%を保証している。さらに新型農業経営体に対する信用力を評価する専門家協会も設立した。

農地担保融資の実績は以下のとおりであ

る。16年末の農地担保融資件数は103件で、融資額は1億782万元であった。融資件数および融資額の内訳は、農家が79件で1,821万元、農業企業が10件で2,609万元、大規模専業農家が8件で4,772万元、農民専業合作社が4件で1,370万元、家庭農場が2件で210万元であった。

16年は、327の新型農業経営体から資金借入申請があり、申請額は10億元以上であった。しかし、16年の貸出額が1億元であったことからわかるように、9割の資金需要は満たされなかった。もちろん農業生産からの収益は考慮されるが、農地担保に関する問題もあり、特に担保価値が不足していることと農地担保融資申請手続きの煩雑さが問題となったようである。

前者については、概して農地の経営権は担保価値が低く、金融機関は追加担保を求めることが多い。金融機関によって異なるが、農業経営体は金融機関から経営権に加えて農業保険、農業施設（ハウス、養殖施設、冷蔵施設）や農機具（40%以下の評価額）を組み合わせで担保を求められ、農業経営体はこれを嫌う傾向がある。

融資申請手続きの煩雑さについては、例えば、該当農地の面積や農業施設の所有者を確認するにあたって村民委員会の承諾書が必要なほか、郷鎮政府のトップがサインした許可書も提出しなければならない。農業経営体は合わせて5枚の資料（村・郷鎮臨時認証、GPS衛星図の作成、現場確認書、審査書、批准書）に記入する必要がある。農業経営体に農地担保による借入れを断念させて

しまう可能性がある。

（5）調査地域E

調査市Eの農地総面積は279.6万ムーであり、農地の流動化率は34%である。この地域も農地の権利関係の帰属を確定する作業などが14年に始まり、調査時点で26.8万戸（全体の71%）の農家に請負経営権の権利書を発行した。

同地域は13年に農地担保金融を始め、15年末に農地経営権を担保にする試行地域に指定されてから関連制度や体制の整備を行ってきた。まず、市財政から1,000万元を拠出して信用リスク補完基金を創設した。この基金による貸倒れに対する補償対象は、小規模農家および新型農業経営体への貸出であり、債権回収不可能な額（元金+利息）に対して、金融機関が50%、基金が50%を負担する仕組みとなっている。

市金融弁（市の金融行政担当部署）の責任者によれば、この基金により小規模農家および新型農業経営体向け融資で回収不可能となった元利金の大半を補償することができ、金融機関が農地担保金融に取り組むインセンティブを与えたという。ただし、この基金を利用する場合には、農家への農地担保による貸出上限額は50万元、新型農業経営体では500万元との規定がある。金利についても中国人民銀行が発表した基準貸出金利の1.3倍を超えてはならず、貸出上限額や金利の規定を守っていない場合は補償対象としないこととなっている。

これに加え、農業経営体を対象にした民

間保証会社による保証があるほか、政府は資金の借り手に農業保険（日本の農業共済に相当する）の加入も促している。なお、同市も農村産権交易センターを開設している。このセンターで農地経営権の売買などができるが、調査時点における取引件数は751件で、取引額は8,000万元となっていた。

これらの融資環境整備を背景に、5つの金融機関が農地担保金融を実施しており、17年6月末の農地担保融資件数は519件で3.7億元が貸し出された。農地担保金融によって大規模専業農家などの新型農業経営体への金融的支援が強化されたが、これを一層強化するには、市の農業局の担当者によれば、以下のような課題の解消へ向けた検討が必要であるとのことであった。

第1に、市政府が金融機関の農地担保融資規模の拡大に伴い、信用リスク補完基金への拠出を拡大する必要があるが、財政資金は限られており、基金への資金補給がなされていないことである。農地担保融資規模が拡大するにつれて基金の保証総額も増加する傾向があるため、拡大する農地担保融資のリスクを補完する能力が限定的となっているのが現状である。

第2に、小規模農家を中心に農地担保に消極的なことである。小規模農家は、農地を永遠に失うのではないかという懸念を持っており、この仕組みに対して懐疑的である。彼らの懸念を払拭することが求められている。このことに対して同市では、農地の請負権ではなく経営権が処分の対象であることを認知してもらう手立てを講じている。

3 金融機関からみた農地担保金融をめぐる課題

農地担保金融を利用する農業経営体からみた課題についての分析は今後の研究テーマとし、本稿では金融機関サイドからみた農地担保金融の主な課題をまとめる。

第1に、農地の経営権に対する評価額が借入金額に比べ相対的に低く、融資対象の主要な担保にはならないことがある。金融機関の農地担保融資への取組事例でみたように、農地担保単独では不十分であり、農業施設、農業保険および機関保証などの組合せで融資を行うことが多かった。

第2に、金融機関にとって経営権の処分が依然として容易ではないことが挙げられる。農地経営権の貸借は実質的に1年更新となるケースが多く、債務不履行時の経営権の処分は難しい。地域ごとに社会経済情勢が異なるため、経営権を引き受ける能力のある農業企業、大規模専業農家、農民専業合作社があまり育成されていない地域では、その処理が特に難しくなる。

第3に、信用リスク補完基金が十分に機能していないことである。調査地域の全ての地方政府は、信用リスク補完基金制度を創設し、農地担保融資が返済不能となった場合に債権が保全される仕組みを作っている（保証割合は基金と地域ごとに異なる）。また、全ての調査地域において、農村産権交易センターと呼ばれる組織が農地を含む主要な資産の価値を評価し、それを流通させ

る仕組みも整備されている。しかし、調査地域Eのように、地方政府が融資規模の拡大に応じて信用リスク補完基金の資金規模を拡大させるべきところであるが、財政資金が限られ、基金への資金補給がなされていないケースもある。このことが金融機関の融資リスクを補完する機能を限定的なものとし、それが金融機関の農地担保融資への姿勢に影響を及ぼす可能性がある。

おわりに

本稿は、中国における農地担保金融の最近の動向を事例も交えながら確認してきた。農地制度の改正や農地にかかわる権利関係の確定作業の進展に伴い、農地は流動化し、農地担保金融も拡大の兆しをみせつつある。農地担保金融の拡大から、農地担保は農業経営体、特に新型農業経営体における借入時の担保不足の状況を一定程度改善したと考えている。

しかし、金融機関からみると農地を担保とした融資件数および融資額の農業融資全体に占める割合は僅かであり、農地担保金融が農業経営体の借入れの主軸になっているとは言い難い。新型農業経営体の新たな信用補完手段として期待されている農地担保であるが、現段階では金融機関の反応は概して芳しくなかった。

農地担保融資の件数および融資額が少ないのは、金融機関からみて経営権の担保としての評価額が低く、農地担保の処分が容易でないという問題からである。

試行地域における政府（国＋地方）による農地担保金融への強力な推進があり、各金融機関も件数や額は少ないながら、農地担保融資に取り組んできた。しかし、その試行期間の終了後（17年から18年）には、金融機関の農地担保融資への取組みは、これまでと比べ弱まる可能性がある。今後、経営権に対する評価方法や経営権の取引が容易となる仕組みの確立が必要であり、農地担保金融の制度化および拡大には、試行段階で浮き彫りとなった問題点の解消が不可欠である。

また、農地の流動化が進展し、経営権の受け手の中心は新型農業経営体となっている。農地担保の仕組みを通じて彼らの資金需要に応えることは、この仕組みの目的の一つであろう。しかし一方で、農地担保が信用補完手段として機能し始めたとしても、中国の農業金融の基本的流れを変えるにはまだ時間がかかるであろう。なぜなら、農業経営体の大多数を占める小規模農家による農地担保の利用が進んでいないためである。

中国政府は多様な経営体の育成を掲げている。その農業経営体の大宗が依然として小規模農家であることから、農業金融においても彼らの資金需要に応える仕組みの構築が求められている。農業経営体からみた農地担保金融の課題は改めて検討したいが、これまで試されてきた農地担保金融の仕組みが小規模農家を含む農業経営体の資金需要に応え、融資につながるのか、また試行段階で抽出された課題の解消が彼らの資金

需要や融資の実行につながるのかが今まさに試されているといえる。

<参考文献>

- ・池上彰英（2017）「新型農業経営体系の構築」田島俊雄・池上彰英編著『WTO体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会、終章
- ・茂野隆一（2008）「農業経営体の信用補完——現状と課題——」泉田洋一編著『農業・農村金融の新潮流』農林統計協会、第8章
- ・阮蔚（2010）「矛盾深まる中国の農地制度——経済成長に取り残された農民——」『農林金融』8月号
- ・阮蔚（2014）「農地集約で穀物自給を目指す中国」『農林金融』8月号
- ・尹成傑（2017）「三権分置：農地制度的重大創新」『農業経済問題』第9期
- ・黄惠春（2014）「農村土地承包經營権抵押貸款可得性分析——基于江蘇試点地区的經驗証据——」『中国農村経済』第3期
- ・黄惠春ほか（2016）「中国農地經營権抵押貸款實踐模式与發展路径——基于抵押品功能的視角——」『農業経済問題』第12期
- ・黄祖輝（2017）「“三権分置”与“長久不變”的政策協同邏輯与現實價值」『改革』第10期
- ・中国人民銀行農村金融服務研究小組（2017）『中国農村金融服務報告2016』中国金融出版社
- ・張竜耀ほか（2015）「農民土地承包經營権抵押融資改革分析」『農業経済問題』第2期
- ・陳錫文（2010）「農地抵押貸款不宜在我国普遍推广」『半月談』第4期
- ・陳錫文（2014）「央行酝酿農地抵押試点整体方案」『經濟参考報』10月23日付
- ・楊奇才ほか（2015）「農地經營権抵押貸款的實現与風險：实践与案例評析」『農業経済問題』第10期
- ・羅劍朝ほか（2005）『中国農地金融制度研究』中国農業出版社
- ・羅興ほか（2017）「不同土地流轉模式下的農地經營権抵押属性比較」『農業経済問題』第2期

（オウ ライケン）



発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2017

A4版 193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153
発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2017年12月



「労働者自主福祉金融」事業を通じたCSRの実践

労働金庫は、終戦直後の混迷期、困窮する労働者の生活向上をめざすため、労働組合、生活協同組合、労働者福祉協議会が母体となって設立された。そして、2001年に関東の1都7県の労働金庫が合併して設立されたのが中央労働金庫である。

はじめに、労働金庫設立の原点にある「労働者自主福祉」について触れておきたい。労働者の実質的な生活向上のためには、労働組合を通じた賃金・労働条件等の改善だけでなく、労働者が相互扶助や協同・連帯の理念と手法に基づき、自主的に福祉活動の主体となり、自らの資金と組織によって、その生活上の問題の解決にあたる活動が求められる。金融や共済、購買、住宅、医療、信用保証など、労働者の生活福祉を包括する幅広い事業のうち、「金融」事業を担当する「労働者のための福祉金融機関」として設立されたのが、労働金庫である。今日では、働く人たちからお預かりした資金は、住宅・マイカー・教育資金など、働く人たちの生活を守り、より豊かにするために役立てられている。これが、日本唯一の労働者の福祉金融機関と呼ばれる所以である。

現在、多くの金融機関が、CSR(企業の社会的責任)を企業行動の軸に置き、企業価値向上と社会の持続可能な発展への貢献を掲げている。そうした中、前述の成り立ちを有する労働金庫は、設立の原点において高い社会性を備えており、事業活動そのものがCSR活動であると考えている。

この点を明確に打ち出すために、当金庫は2014年に『CSR基本方針』を策定し、CSR推進委員会を設置した。2014年当時に整理した内容は、「労働者自主福祉金融」という金庫の本業そのものをCSR活動の中核に据えて、ステークホルダーや地域社会との共通価値を創造し、持続可能な社会の発展に貢献していくことであった。具体的には、「ろうきんの理念」に基づいて以下の方針を決定し、ESG課題を考慮したCSR経営の実践に取り組んでいる。

- 1.『会員・組合員とともに』—— 共助の資金循環を通じて共生社会の実現をめざす「ろうきん」の原点を大切にする。
- 2.『地域社会とともに』—— 人と人、人と地域とのつながり、共感を醸成す

る地域社会との対話を大切にし、働く人を取り巻く社会的課題の解決に取り組む。

3.『金庫職員とともに』——職員一人ひとりの働きがいや自己実現を大切に
し、活気あふれる組織づくり、組織運営に取り組む。

その一方で、労働金庫を含む金融機関を取り巻く環境は、超低金利環境の継続、フィンテック等による金融の技術革新、キャッシュレス化の進展、貯蓄から資産形成への促進など大きく変化し、また非常に厳しいものとなっている。

こうした中、当金庫では、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定した。本方針を策定・公表するにあたり、これまで取り組んできた勤労者本位の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、更なる取り組みを進めていくこととした。そして、その土台となる「安心・安全・健全」な事業運営を維持していくため、財務体質の改善・強化、コンプライアンスの徹底、内部統制の強化に、役職員が一体となって取り組んでいるところである。

社会保障の先行きに対する不安の増大や、ITを活用した新たなサービスが台頭する現代において、特に対面でのコミュニケーションを大切にし、金融面で生活者の目線に立った相談に乗れる組織はこれからも必要であり、協同組織金融機関の意義や重要性は増していくだろう。我々は、勤労者が抱えるお金にまつわる不安や悩みに向き合い、組合員・勤労者一人ひとりの生活設計を支援し、金融面で生涯にわたるパートナーでなければならない。現在検討を進める次期中期経営計画(2018-2020年度)は、組合員・勤労者が直面する課題は何か、当金庫に何が求められているかを社会基点から明確にしたうえで、策定していきたいと考えている。

協同組織の福祉金融機関である我々が現下の厳しい時代を乗り切るには、労働金庫設立の原点に立ち返り、「ろうきんの理念」の実現のために愚直に挑戦し続けること、つまり「労働者自主福祉金融」事業を通じたCSRの実践が重要である。このことを、我々のステークホルダーに強く発信し、会員・組合員、地域社会、職員とともに取り組んでいきたい。

(中央労働金庫 理事長 松迫卓男・まつさこ たくお)

JAの自己改革の特徴と課題

—単位農協における農業振興を中心に—

常務取締役 斉藤由理子

〔要 旨〕

政府から求められているJAの自己改革は、①農産物の有利販売、②生産資材の有利調達、③経済事業への人的資源等のシフトである。JAで実践されている自己改革は、これらを含むのは当然であるが、それとともに、多様な組合員が考え、かつ組合員が主役となって実行するという点で組合員主体という特徴を持つ。また、多様な組合員と地域農業の実態およびその変化を踏まえているため、改革の対象、分野、期間とも幅広く、多様である。協同組合の特性を発揮した自己改革が進められているといえるだろう。

しかし、農林水産省のアンケートによれば、自己改革の実行状況についてのJAと認定農業者の認識には差がある。また自己改革の成果は、データを把握することが難しい、成果を出すには長期的な取組みが必要であるなど、示すことが難しいものもある。行政、国民、そして組合員に対して、自己改革の取組みとその成果を示し、伝えていく一層の努力が必要である。

目 次

はじめに

1 政府の求める自己改革

- (1) 政府から求められている自己改革の内容
- (2) 「自己改革」の監督、フォローアップ等

2 JAグループの自己改革

—第27回JA全国大会決議「創造的自己改革への挑戦」—

3 JAの自己改革の現場から

- (1) 3つの視点
- (2) 組合員の意見を改革に反映する
- (3) 組合員が主役の農業者の所得増大

(4) 水田地帯における農業構造の変化への対応

4 JAの自己改革の特徴

5 JAの自己改革の当面の課題

- (1) 担い手に伝わっているか
- (2) 自己改革の成果がみえにくい

おわりに

—協同組合の特性を生かす自己改革—

- (1) 離脱・発言・忠誠
- (2) 政府による農協改革にあてはめる
- (3) JAの自己改革にあてはめる

はじめに

戦後の歴史を振り返れば、行政による農協改革の提言、また制度変更を中心に改革が実行されたことは幾度となくあり、また農協自身も継続的に改革を行ってきた。現在行われている農協改革もその一つではあるが、今回の農協改革は2016年4月に施行された農協法の改正に限っても多岐にわたって重要な改正が行われ、歴史的にも大きな改革と位置づけられるものと考えられる。

14年5月の規制改革会議農業ワーキンググループの「農業改革に関する意見」、16年4月の「改正農協法」施行、17年8月の「農業競争力強化支援法」施行、毎年の「農林

水産業・地域の活力創造プラン」など、政府からの提言および法律改正など、農協に改革を促す一連の動きが続いている。

そして、これらを受けて、JAグループは、14年11月に「JAグループの自己改革について」を決定、15年10月のJA全国大会では「創造的自己改革への挑戦」を決議し、16年9月には「『魅力増す農業・農村』の実現に向けたJAグループの取り組みと提案」によってさらにその方向性を明らかにした。これらに基づいて、単位農協、県および全国段階の連合組織はそれぞれの自己改革を進めている（第1表）。

政府から示された「農協改革集中推進期間」は19年5月までと残り1年半を切った。

本稿は、単位農協（以下、引用部分を除き

第1表 政府による農協改革とJAの自己改革関連事項

		政府による農協改革関連事項	農協の自己改革関連事項
13年	11月	規制改革会議「今後の農業改革の方向について」	
	12	「農林水産業・地域の活力創造プラン」	
14	5	規制改革会議農業WG「農業改革に関する意見」	
	6	与党「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」 規制改革会議「第2次答申」 「規制改革実施計画」閣議決定 「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂	
	11		全中「JAグループの自己改革について」
15	8	改正農協法成立	
	10		第27回JA全国大会「創造的自己改革への挑戦」
16	4	改正農協法施行	
	9		全中「『魅力増す農業・農村』の実現に向けたJAグループの取り組みと提案」
	11	規制改革推進会議農業WG「農協改革に関する意見」 「農業競争力強化プログラム」決定 「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂	
17	3		全農「平成29年度事業計画」「『農林水産業・地域の活力創造プラン』に係る本会の対応」
	7	「農協の自己改革に関するアンケート調査」公表	
	8	農業競争力強化支援法施行	

資料 農林水産省、全国農業協同組合中央会、内閣府ホームページ等により筆者作成

「JA」とする)の地域農業振興にかかる改革に絞って、自己改革についてのこれまでの経緯とJAの自己改革の現状を踏まえて、その課題を考えてみたい。

1 政府の求める自己改革

(1) 政府から求められている自己改革の内容

17年12月8日改訂の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の「農協改革」の節には、「単位農協は、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある。」としてその具体的な内容が記載され、最後に「5年間を農協改革集中推進期間とし、自己改革を実行するよう、強く要請する」としている。これは、14年6月24日改訂の同プランから同じ内容である。

14年6月に自民党と公明党がとりまとめた「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」の実行手段を農協法等の制度改革と自己改革に分類する、15年2月「与

党取りまとめを踏まえた法制度等の骨格」(第2表)にも同様の文言がある。後者は前者の実行手段を農協法等の制度改革と自己改革に分類するものであり、第2表のとおり、同文書からは、自己改革について求められているのは、農協法等の改正が不要な部分であることが読み取れる。すなわち、単位農協のあり方に関する部分では、①「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切にリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す、②生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して(価格及び品質)、最も有利なところから調達する、とし、これらについては、「法改正不要(自己改革の実行を注視)」と記している。加えて、単位農協の人的資源等を経済事業にシフトできるようにすることも、単位農協・農林中金・信連・全共連の自己改革の実行を注視するとした。そして、単位農協のあり方に関しては、これら以外の項目については、法改正を行うこととした。

第2表 「与党取りまとめを踏まえた法制度等の骨格」のうち単位農協のあり方部分

農協・農業委員会等に関する改革の推進について (平成26年6月与党とりまとめ)	法制度等の骨格
(1)単位農協は農産物の有利販売(それと結びついた営農指導)と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある。	
○全農・経済連の協力も得て、単位農協が「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切にリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。	○法改正不要(単位農協・全農・経済連の自己改革の実行を注視)
○生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して(価格及び品質)、最も有利なところから調達する。	○法改正不要(単位農協・全農・経済連の自己改革の実行を注視)
○農林中金・信連・全共連の協力を得て、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにする。	○JAバンク法に規定済みであるので、法改正不要(単位農協・農林中金・信連・全共連の自己改革の実行を注視)

出典 「与党取りまとめを踏まえた法制度等の骨格」
(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/zenkoku_kyogikai/pdf/siryo1_2houseido_kokkaku.pdf)

(2) 「自己改革」の監督, フォローアップ等

ところで, 政府の勧める「自己改革」は, JAおよびJAグループによる自主的な取組みに委ねることとは程遠い。

「今後5年間を農協改革集中推進期間とし, 農協は重大な危機感を持って, 以下の方針に即した自己改革を実行するよう強く要請する」とした14年6月の「規制改革実施計画」を受け, 全中は14年11月に「JAグループの自己改革について」をとりまとめた。しかし, 規制改革会議が同月の「農業協同組合の見直しに関する意見」で全中の改革案とは異なる改革の方向性を提言するなど, この全中の改革案は政府の方針とは異なる部分があった。そして, 前述のとおり農協法が改正され, 基本的にはそこで措置された以外の部分については, 自己改革が担うことと位置づけられたと考えられる。

また, 自己改革にかかる農協の取組方針やその実態, 担い手からの評価は, 行政の検査等監督業務のなかで確認されることとなっている。農林水産省経営局「農業協同組合, 農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く)」(平成28年4月最終改正, 以下「監督指針」という)では, 「自己改革の実行」という評価項目を設け, その監督の着眼点として「①組合員たる農業者, 特に担い手と, 組合の役職員が徹底した話し合いを行い, 自己改革の具体的な取組内容を検討し, 実践しているか。②自己改革の進捗状況について点検すると

もに, 担い手をはじめとする農業者が自己改革の取組をどのように評価しているのかを把握し, 取組内容について必要に応じて見直しを行っているか。」をあげ, これらの「着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して各組合の自己改革の取組状況を把握し, 自己改革の具体的な取組が見られない場合にはその取組を促す」とした。また, 同監督指針は「行政庁としても, 担い手等が組合の自己改革の取組をどのように評価しているのかなどについて定期的に調査し, 必要がある場合には, 組合に取組の改善を促す。」としており, すでに, 農林水産省は16年度と17年度にJAと認定農業者等を対象にした「農協の自己改革に関するアンケート調査」を実施し17年7月に公表している。

さらに, 自己改革の進捗状況については, 規制改革推進会議によるフォローアップが行われ, 必要な場合には同会議からさらなる提言が行われる可能性もある。

そして, 改正農協法の附則第51条は, 法律施行後5年(21年3月)を目途とし「改革の実施状況」を勘案し, 農協制度について必要な措置を講ずるとし, 併せて, 准組合員の事業利用に関する規制についても結論を得ることとしている。

2 JAグループの自己改革 ——第27回JA全国大会決議 「創造的自己改革への挑戦」——

15年10月の第27回JA全国大会決議(実践期間16-18年度)は「創造的自己改革への挑

戦」として、自己改革を全面に打ち出し、それに絞ったものとなっている。

「創造的自己改革」とは、「組合員の願いを実現するため、各々のJAが多様な農業・地域の実態に応じて、自らの創意工夫に基づく積極的かつ多彩な事業と組織活動を展開し、地域の農業とくらしになくてはならない組織となることをめざす改革」として、今後のJAグループのめざす姿は、①持続可能な農業の実現、②豊かでくらしやすい地域社会の実現、③協同組合としての役割発揮とした。

基本目標は、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」とし、そのなかでも、農家組合員が最も期待するものとして「農業者の所得増大」と、農家組合員と地域住民の期待に応える安全・安心な農畜産物の安定供給に向けた「農業生産の拡大」につながる分野とを、「最重点分野」として全てのJAで取り組むものとした。

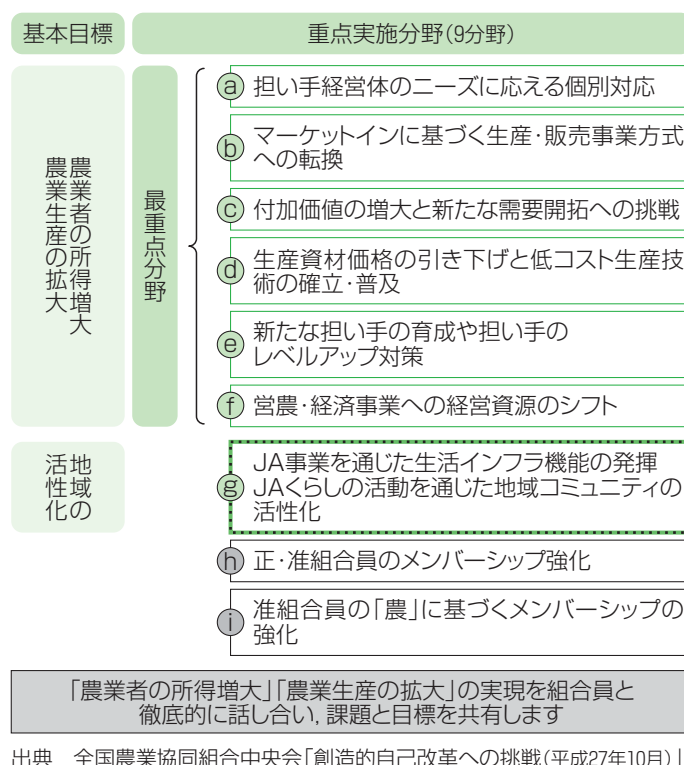
農業所得の増大については、有利販売による単価アップ、需要に応じた生産量の拡大、そして生産コストの引き下げが必要とした。

取組みの進め方については、JAは、組合員との徹底的な話し合いにより組合員ニーズを把握し、それに対応した自己改革の取組施策を策定、中期経営計画等に反映し、自己改革工程表を作成して、着実な実践をすすめることとした。連合会・中央会は、自己改革に取り組むJAを強力に支援

することとした（第1図）。

以上みたように、第27回JA全国大会決議が示した自己改革の方向性は、政府による「農協改革」、農協法改正、そして政府からのJAグループへの「自己改革」の強い要請を踏まえたものである。それとともに、農業を取り巻く情勢が厳しさを増し、かつ地方の疲弊が進む状況を認識したうえで、営農・経済事業の強化やくらしの課題について、組合員からの期待や要望に応え、さらには安全・安心な農畜産物の安定的な供給による食料自給率向上等への国民からの期待にも沿うことをめざしている。したがって、自己改革の範囲は政府の要請に比べ、より広範であり、また担い手だけでなく組合員全体、さらには地域住民の期待も受け

第1図 自己改革の3つの基本目標と重点実施分野



出典 全国農業協同組合中央会「創造的自己改革への挑戦(平成27年10月)」

とめたものとなっている。これが、各JAにおける自己改革のベースとなった。

3 JAの自己改革の現場から

(1) 3つの視点

農業と地域の実態やその歴史は多様であり、「創造的自己改革」をベースとすればJAの数だけ異なる自己改革があると思われるが、以下では、3つの視点から、4JAおよび3県のJAグループの自己改革を紹介する。

第1の視点は、組合員の意見を聞き、それを改革に反映するということである。JAの自己改革にあたっては、「組合員と徹底的に話し合う」ということが、政府からも求められ、JA全国大会決議でも強調されている。組合員の意見を重視するJA長野県グループと、組合員の意見を聞くことに先進的に取り組むJA松本ハイランドを紹介する。

第2の視点は、農業者が主役ということである。自己改革の基本目標のうち「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」の主役は農業者であり、農業者が所得増大をめざし、JAを含むJAグループがそれを支援することによって、所得増大、生産の拡大を実現するのが当然である。生産部会を核としてこれに取り組む、成果をあげているJAグループ宮崎とJA宮崎中央を紹介する。

第3の視点は、変化に対応する自己改革ということである。農業や農業者が変化しているからこそJAの改革は必要である。そこで、足元で起きている農業構造の変化と

して、①昭和一桁世代の農業者のリタイア等、高齢零細農家の減少とともに規模拡大や法人化が加速していることと、②土地利用型農業における、主食用米から飼料米や園芸等への転換に注目して、これらの変化に対応する水田地帯の滋賀県のJAグリーン近江と、新潟県のJAグループ新潟およびJA越後ながおかを紹介する。

以上の視点に基づいて、JA長野県グループとJA松本ハイランドについては組合員の意見を改革に反映すること、またJAグループ宮崎とJA宮崎中央では農業所得の増加への取り組みを中心に紹介する。JAグリーン近江、JAグループ新潟およびJA越後ながおかについては、地域農業振興にかかる自己改革について全般的に紹介する。

(2) 組合員の意見を改革に反映する

a JA長野県グループ

JA長野県グループの自己改革は、組合員をJAづくりの主役として、組合員との対話を重視している。同グループの特徴ともいえる、この点について取り上げて紹介したい。

16年11月の第69回JA長野県大会は、「農業所得の拡大」と「組合員が主役のJAづくり」を自己改革の重点とし、前者では「農業所得10%増大」と数値目標をかかげ、①生産量や販売額等の5%増加、②トータルコストの5%削減、③中心的担い手のリストアップと訪問活動を実施するとした。「組合員が主役のJAづくり」に「組合員から声をだしてもらう仕組みの見直し・聴く機会

の増加」が含まれている。

県内JAや連合会の取組みは、「自己改革行動計画実行管理集計表」で半期ごとに進捗管理を行っているが、16年度の総括によれば、「組合員から声を出してもらう仕組みの見直し・聴く機会の増加」については、取組みの萌芽はみられるものの、グループ一丸となり、組合員との対話活動を強化し、組合員満足度の向上につなげていく必要があるとした。

そして、17年11月のJA長野県大会では、最終的に改革の成果を判断するのは組合員であること、また、自律的なJA自己改革により、将来にわたり組合員・地域にとって「なくてはならないJA」となっていけるよう、組合員の意見や要望に真摯に向き合い、相互理解を進め、組合員のJAへの参画意識を高めていく必要があるとして、「組合員との対話活動の強化」が「自己改革の着実な実践と将来を見据えた課題への対応」とともに決議された。

b JA松本ハイランド

自己改革に関して組合員との対話を進めてきたことで注目されるのが、長野県松本市のJA松本ハイランドである。

14年9月の理事会で、JAの自己改革は組合員段階までの徹底した議論と課題の共有化が急務であり、このため、組合員および生産者組織での議論を行う場を設け、JA自己改革の基本的な考え方を整備していくことを確認した。

そして、まず、全理事、監事、部長、次

長、支所長をメンバーとする「農協改革研究会」を開催した。ここではJA長野中央会の説明により規制改革会議等の内容をメンバーで共有化した後、6～7名のグループワークにより今後JAに何が必要かを議論した。

つぎに、非常勤役員、各生産部会代表、青年部長、女性部長、JAの幹部職員、部次長、支所長をメンバーとする「農協改革検討会」を開催した。前述の「農協改革研究会」の検討結果をメンバーで共有したのち、6～7名のグループを作り、グループワークによる自由討論をした。一つ一つのグループには多様なメンバーが入り、「農家・組合員の所得増大のための販売事業のあり方」「組合員・利用者の満足度の高い購買事業のあり方」「JAの事業・組織運営のあり方」というテーマ別に議論した。JAではこの検討会を組合員の意見を聞く場と位置づけ、JAの職員は書記として参加した。検討会を計3回実施した結果、生産資材の満足度向上や、農業振興・担い手対策の強化など様々な意見が出た。

加えて、JAの全ての組織を対象とした組織討議を開催した。延べ131会場、3,076名が出席して議論は進められた。

これらを踏まえて、15年1月に「JA松本ハイランドの自己改革」を決定した。その基本的な考え方は、「自主・自立の協同組合としての自己改革」であり、基本目標を「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」とし、また「農業づくり」「くらしづくり」「JAづくり」の3本柱を置き、

農業づくりでは、①マーケティングによる販売改革、②農業振興・担い手対策の強化、③生産資材の満足度向上に取り組むこととした。

16年度の成果の一例をあげれば、JAの「農業元気づくり支援対策事業」による担い手への生産支援の実施面積の合計は4,878.5haにのぼり、また生産資材については、早期仕入れや共同仕入れの活用、仕入先の多様化によって、価格の引き下げ（秋肥2.2%、春肥3.9%の値下げ）を実現した。

JAでは前述のグループワークをはじめ、会議のグループを少人数にして、全員が発言し、その意見を取りまとめていく会議改革を行っている。組合員とJAの意見交換の場でも、年2回各部署で開催している職員全体会議においても、この手法が取り入れられている。改革の結果、会議の雰囲気は変化し意見がよく出るようになり、会議に参加したことへの組合員の満足度が高まっている。自己改革における組合員の参画の場でも、これまでの会議改革の成果が現れていると考えられる。

(3) 組合員が主役の農業者の所得増大

a JAグループ宮崎

10年度以降、JAグループ宮崎は農業者の所得増を最優先課題として取り組む「所得アップGO!GO!テン」運動を第1次（10～12年度）、第2次（13～15年度）と実施し、第2次運動の3年間の目標所得の達成率は125.5%となるなど着実に成果をあげてきた。自己改革にあたってはこの運動を発展させ

て、15年10月のJA全国大会決議にある「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」に取り組むこととした。15年11月の第23回JA宮崎県大会では、「『所得アップGO!GO!テン』運動の実践」を決議し、16-18年度を実施期間として第3次運動を行うこととした。

第3次運動は、組合員および生産部会が、収量と品質アップについて設定した部会目標を達成することで、農業所得10%増（3年間で前3年の平均所得の10%増）をめざしている。運動目標は、個々の経営の農業所得10%増および達成者を全体の5割以上とした。また、JAおよび連合会は、契約取引・買取販売への取組み、トータルコストの低減など、①販売力強化、②生産性向上、③営農基盤強化にJAグループ一体となって取り組み、組合員の所得増達成を支援する。JAグループのみならず、運動は資材メーカーにも浸透し、「所得アップGO!GO!テン」向けの生産資材や「所得アップGO!GO!テン」特価も設定されており、農業用機械の展示会には「所得アップGO!GO!テン」コーナーも作られている。

この運動を支えるものの一つが産地分析である。分析資料には、面積当たりの販売数量と販売金額の分布、単位面積当たりの販売数量と単価の分布、A品の割合や単価などについての生産部会全員の個別データ（または部会平均）と各生産者のデータがプロットされ、生産者は自分の部会内での位置づけが認識でき、また、生産者の部会内での順位も計算されている。この資料によって、農家や部会が課題を認識して自ら改

革することができ、またこれをもとに営農指導員が個別農家への指導を行う。この結果、組合員と生産部会の農業所得の増加につながっている。産地分析で使用するデータはJA宮崎情報センターの情報系システムに蓄積された個別経営のデータである。このデータは青色申告農家の農業所得の把握を可能にしており、自己改革のインフラといえるだろう。

第3次運動初年度である16年度の目標所得の達成率は、全体で125.1%、耕種部門は108.1%、畜産部門は168.7%であり、運動の対象となった農家組合員5,835戸のうち3,186戸（55%）が目標所得をクリアした。

また、JAグループ宮崎は、バルクブレンド肥料（BB肥料）の利用や宮崎石油基地（株）の設立などによって生産資材のコスト削減に取り組んできたため、肥料、配合飼料、燃油の価格は08年を100として全国平均と比較すると、近年、全国平均を下回って推移し、その差は拡大する傾向にある。

b JA宮崎中央

JA宮崎中央は、宮崎県の宮崎市と隣接する国富町を管内とし、施設園芸を中心に農業が盛んな地域であり、主にきゅうり・ピーマン・ミニトマト・マンゴー・きんかんなどの産地である。JAでは、「所得アップGO!GO!テン」運動と、「食と農」「助けあい」を核とした「まごころ日本一のJA」を基本理念とし、農業者所得の向上および地域くらし活動の実践を自己改革として位置づけて、組合員・役職員が一体となって取

り組んでいる。

「所得アップGO!GO!テン」運動は、生産部会を単位とし、収量と品質アップを核として農業所得増を実現するものである。具体的な部会の活動をみると、15年度から、各部会において栽培面積、反収、A品率を目標として設定し、JAは目標達成のために、各営農指導員がそれぞれ数十人の部会員を担当し、栽培指導に加え個人実績の配布、産地分析データを使った個別農家の経営分析とそれに基づいた指導を行っている。また、土壌の健全化を図るため、土壌分析を行い、土づくりの指導を毎年実施している。

組合員の技術向上に、JAの各部会では「生産者が生産者に学ぶ」をコンセプトとしてトップレベル到達支援事業を展開、技術向上希望者を募り優良農家を講師とした栽培研修会を定期的に開催している。

加えてJAにおいて、経済部門では、コスト削減や低コスト肥料の推進等による生産資材コストの削減、販売部門では、契約取引の拡大、消費需要にあった商品づくりを行うことで、農業生産拡大と農業者所得の向上を多角的に支援している。

(4) 水田地帯における農業構造の変化への対応

a JAグリーン近江

JAグリーン近江は滋賀県の東近江地域にあり、管内は耕地面積13,500haのうち田地面積が95%を占める水田農業地帯である。

JAでは、10年ほど前から集落営農組織を核とした担い手への農地集積と担い手の育

成を支援してきた。16年8月現在、管内の認定農業者は616、集落型農事組合法人は111でそのほとんどがJAからの出資を受け、またJA出資型法人連絡協議会に加盟している（第2図）。集落型農事組合法人の収支は全て黒字であり、一方農地の出し手である農家は、以前は農業収支が赤字の場合が多かったが、集落営農組織の構成員となって配当を受け取るようになった。集落営農の推進が、長期的にみて組合員の農業所得の増加につながっている。

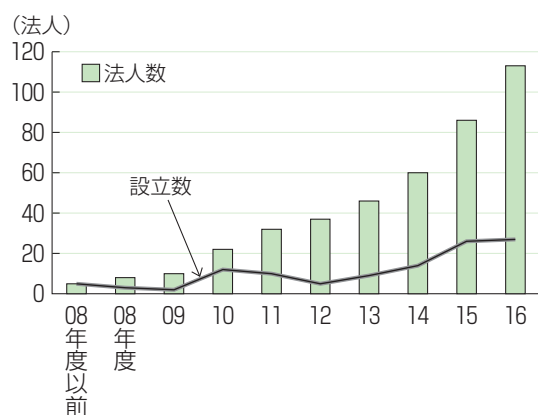
自己改革の計画策定にあたっては、14年12月から15年2月まで3か月間をかけて、支店ふれあい委員会を中心に組織討議を行った。15支店の支店ふれあい委員会（構成員：総代、農業組合長、女性部、青年部などの組合員組織代表と地域の経営役員〔経営管理委員にあたる〕の総勢158名）で協議を2回行い、さらにJA全体では組織検討委員会（構成員：支店ふれあい委員会代表者、JA出資型法人連絡協議会代表者、青年部代表、経営役

員、理事の総勢27名）で3回協議を行った。

組合員からの主な意見は、①営農・経済面を強化してほしい、②くらしに役立つ情報を提供してほしい、③JAグリーン近江独自の自発的な取り組みをしてほしい、④組合員との関係を強化してほしい、⑤地域とのつながりを大切にするJAであってほしい、というものであり、JAグリーン近江が進むべき方向性については「農業面・地域くらし両面に取り組み、地域に存在感ある組織であり続けるべき」という意見に集約された。組織討議の結果は、「組合員と一体となって取り組むJAグリーン近江5つの自己改革」として、①農業と地域社会のために全力を尽くす、②組合員の多様なニーズに応える事業方式への転換を加速化する、③JAの業務執行体制（ガバナンス）を強化する、④担い手の育成を強化する、⑤協同組合活動をすすめる為の人材育成と組合員の関係づくりを強化する、こととなった。そのための重点施策が、15、16年度の事業計画、17年度以降の中期経営計画や地域農業戦略に反映された。また、「自己改革工程表」を作成して改革の内容、数値目標、スケジュールを明確にした。これは、JAのホームページとJAの窓口で、JAの職員、組合員、そして地域の誰もがみることができるようになっている。

JAでは、農業者の所得増大のため、経営体に合わせて様々な提案・支援・指導を行っている。その一端を紹介すれば、担い手（認定農業者、集落営農、その他の法人）を、11名のTACが担当し、法人化、法人経営の

第2図 JAグリーン近江管内の集落型農事組
法人数



資料 JAグリーン近江「平成29年度～31年度第6次地域農業戦略」

高度化、水田活用の園芸特産物の導入、施肥量の削減も含めてBB肥料による資材コストの低減等を提案している。提案の際にはJAが年間1,100万円の予算で、水田活用野菜の導入など担い手の新たな挑戦を支援する「担い手経営革新支援事業（TACチャレンジ事業）」も活用している。一方、支店の営農経済課は農地を担い手に集積した元稲作農家を対象に、家庭菜園から園芸特産農業に取り組む、ミニ産地づくりを勧めている。地域や支店ごとににんじん、生姜やタラの芽などの産地化の品目を決めて、農業改良普及センターと協力し、栽培についての説明会や圃場巡回を行っている。また、女性や高齢者、法人組織には、集落営農組織の大規模な育苗ハウスでのコンテナによる花きの栽培を提案している。

農産物の販売に関しては、品種や用途に応じて、出荷時一括精算や全量早期精算、共同精算という精算方法を選択可能とする計画である。また、高品質米には加算奨励を行っている。

また、JAでは販売価格や生産資材価格に関する情報を組合員に提供している。JAと他店の価格の比較やJAの配達価格を前年と比較している。

さらに、全農の農家組合員の所得増大プロジェクトのモデルJAとなり、全農滋賀県本部と協力して収量品質の安定化と低コスト省力化資材等を組合員に提案、16,17年度は10プラン（多収量品種の比較、水稻高密度苗による省力化、玉ねぎ収穫機械による省力化など）に取り組んでいる。

b JAグループ新潟

JAグループ新潟は、15年10月に「JAグループ新潟 営農・経済改革プラン」をまとめた。この策定にあたっては、農業法人協会・農業生産組織協議会会員等の農業者を対象に、農業所得増大に向け注力したい取り組みやJAに対する要望について、またJAを対象に、農業者の農業収入増大や農業経費節減、経営支援のためにJAの取組強化が必要なことについて、それぞれ意向調査を実施した（第3表）。それらを踏まえて、めざすべき新潟県農業の姿を、①「マーケット・インに基づく農業」の確立・徹底、②担い手経営体と多様な担い手による調和のとれた地域農業とし、また改革の基本方向を、①担い手対策等の抜本的強化による農業生産の拡大、②農業者の所得増大につながる販売・購買事業等の展開、③JA地域農業戦略等を通じた着実な実践、④営農・経済改革を進めるJA組織運営・ガバナンスの確立とした。

注目されるのは、まず、担い手経営体と多様な担い手の両方にJAは支援をし、調和のとれた地域農業の実現をめざすとしたことである。担い手経営体に対しては、JAの担当者が、経営体への訪問時に携帯する「担い手支援端末」やZ-BFM（最適営農計画案を提示できる営農計画策定システム）などのICTを活用し、相談機能や対応力を強化するとした。また、兼業農家、高齢者、女性など多様な担い手に対しては、「生涯現役・一生農業」運動を展開することとし、JAの農産物直売所を拠点とし、その所得増

第3表 JAグループ新潟の営農・経済改革プランに関する生産者の意向調査結果

○農業所得増大に向けて、今後あなたが特に力を入れて取り組もうと考えることについて

内 容	点数
品質向上や収量アップ、低コスト生産に向けた栽培技術の高度化	487
消費者や事業者への直接販路の開拓	415
後継者の人材確保、人材育成	342
生産資材等の仕入元の見直し、投下資材の節約	267
農地集積による経営規模拡大、農地の効率的活用	263
農作業効率化に向けた機械、設備の新規導入、老朽化による更新	262
JAへの販売委託（共選共販、個選共販、直売所販売、契約販売等）	235

○今後、JAに強化してほしい取り組みについて

内 容	点数
市場販売、契約販売、直売等の多様な販売チャネルの提案	391
生産資材に係る大口、予約注文などの低価格提案、農機格納点検整備の支援	337
品質向上や収量アップ、新品種・新作物導入などの技術の支援	327
営農計画策定から技術面・資金面の支援、人事労務管理・事務処理の支援、販売提案、経営分析まで一体となった個別のコンサルティング的な支援	312
機械、設備等導入、事業拡大等に係る低金利融資、リース提案など資金面の支援	285
低コスト生産技術、土壌分析による施肥設計の適正化などの技術支援	270
後継者の人材確保、人材育成、従業員の労務管理等の支援	196

資料 JAグループ新潟「JAグループ新潟 営農・経済改革プラン(平成27年10月)」
(注) 優先順位1位を5点、2位を4点、3位を3点、4位を2点、5位を1点として集計。それぞれ上位7位を掲載。

大を図っていくこととした。

また、米、園芸、畜産それぞれについて、実需者のニーズを把握し、生産者にはそれに基づく生産を提案するとともに、担い手のニーズに応じて、こだわり米などの差別化商品の取扱いの拡大や個別精算や買取販売を実施するとした。それらに加えて、稲作経営体への園芸導入のために、乾燥・予冷・調整・選別など必要な共同利用施設の導入や水田の畑地転換の支援を行うとしている。

c JA越後ながおか

JA越後ながおかは、新潟県内の米どころ

長岡市の一部を管内とするJAである。長岡市の農業生産額の7割以上を米が占め、9割の農家が米を生産している。また、大豆の産地でもある。

JAによる農業所得増大と生産拡大に向けてのこれまでの取り組みをみると、まず米の付加価値化をあげることができる。04年からJAが主導して生産に取り組んだ「エコ・5－5米」（農薬と化学肥料を慣行栽培の5割以上減らした特別栽培米）は、15年には管内の水稲作付面積の6割にあたる3,319haに拡大し、また新潟県の特別栽培米の栽培面積の3割近くを占めるまでになった。エコ・5－5米は、慣行栽培に比べ農家の手取額が高い。

また実需の要求に合致しているためにJAの米の直販比率は5割という高水準となっている。JAでは全国的な米コンテストへの参加や稲作技術基礎講座の開講などによって、米の品質向上にも取り組んでいる。

また、JAは米から園芸へ転換する際の支援として、①枝豆の共同選別施設の建設、②2か所の直売所の開設、③元気な農業応援積立金、④農業振興支援のため助成などを行っている。枝豆の共同選別施設は、農家の調整の手間を省き、またこれによって枝豆の栽培面積の拡大にもつながっている。元気な農業応援積立金による支援の第1号

となった山本地区枝豆協同栽培組合は、3名の若手農業者が構成員であり、面積拡大や農業用機械の整備にこの資金を活用した。また、農業振興支援のための助成は、ここ数年、生産現場からの要請に対応した結果、園芸振興にかかるものが多くなっている。

JAでは、14年度から園芸部会および直売所出荷生産者会の役員とJA常勤役員との話合いの場を設けており、それが15年の農産物直売所の店舗開設や、17年度の園芸拠点施設の開設につながった。15年からは実需者を招いて業務用米の生産拡大に着手し、また、生産資材の低コスト品目の取扱拡大（15年度14,300袋→16年度19,800袋）などにも取り組んでいる。

14年度と17年度に実施した組合員利用アンケートによれば、最も3年間で満足度が

上昇した項目は、「地域農業の『担い手』育成・支援」(+0.30)であり、次いで「JA米・農畜産物等の有利価格での販売」(+0.26)「暮らしと地域の豊かさを育み『農業・食・文化』を次の世代に繋げていくこと」(+0.25)「農産物直売所の運営」(+0.20)となっており、ほかにも営農経済事業にかかる多くの項目で満足度は上昇した。従来からの取組みに加えて、上記のような自己改革へのJAの取組みが組合員の満足度上昇には反映していると考えられる（第4表）。

4 JAの自己改革の特徴

第27回JA全国大会決議の「創造的自己改革」と、第3章で紹介した事例に共通する、JAの自己改革の特徴は、第1に、組合員が自己改革の内容を考え、組合員自身が所得増や生産拡大に取り組むという意味で、組合員主体の改革ということである。しかも、自己改革を検討する組合員は幅広い層にまたがる。JA松本ハイランドでは、地域、生産者、青年および女性の代表によって自己改革の検討が行われた。JAグリーン近江は支店ふれあい委員会に集う地域ごとの各組合員組織代表が検討の中心となり、法人の代表もJA全体の議論には加わっている。また、農業所得増加や生産拡大の主役は農業者であり、その対象となる農業者も幅広い。JAグループ宮崎の「所得アップGO!GO!テン」運動は、生産部会に所属する組合員全体の所得増を図っている。また、JAグループ新潟は、担い手経営体とともに、兼業農

第4表 JA越後ながおかの組合員満足度
(2014年度調査と2017年度調査の変化)

	満足度差 (14-17年度 の変化)	17年度の 満足度
地域農業の「担い手」育成・支援	+0.30	2.78
JA米・農畜産物等の有利価格での販売	+0.26	2.68
暮らしと地域の豊かさを育み「農業・食・文化」を次の世代に繋げていくこと	+0.25	3.08
農産物直売所の運営	+0.20	3.08
地域農業と環境を守り、安全・安心な農産物を安定的に提供すること	+0.20	3.15
人と地域のきずなを大切に、仲間の輪を広げていくこと	+0.20	3.03

資料 JA越後ながおか
(注) 17年度調査の対象は、正組合員1,000名、准組合員1,500名(無作為抽出)、うち回答数は、正組合員384名、准組合員507名。満足度の計算方法は、①満足している4点、②やや満足している3点、③やや不満である2点、④不満である1点とし、その平均値を算出。

家、高齢者など多様な担い手の両方を支援し、所得増大を図るとした。

第2には、組合員主体の改革の結果でもあるが、多様な組合員や地域農業の実態とその変化を踏まえて自己改革が行われているため、改革の対象、分野、期間とも多様ということである。期間について一例をあげれば、政府から求められる自己改革の期限は19年5月であるが、JAの現場では、自己改革に求められる成果につながるような、農業構造の変化への対応が、すでに長期的な視点から行われている。JAグリーン近江では集落営農組織を核に担い手への農地集積とその担い手の育成を約10年前から支援しており、そのことが集落型農事組合法人および農地の出し手の所得増加につながっている。また、JA越後ながおかでは、10年以上前から特別栽培米の生産を主導し、栽培面積を拡大させてきており、そのことが農家の所得増やJAの米の直販比率の高さにつながっている。

5 JAの自己改革の当面の課題

(1) 担い手に伝わっているか

17年7月に公表された農林水産省「農協の自己改革に関するアンケート調査」では、自己改革の実施割合が16年度から17年度にかけて上昇していることとともに、自己改革への取組状況に対するJAと認定農業者等との認識に差のあることが読み取れる。17年度調査では、「今般の農協改革を契機に、今後のJAの農産物販売事業の進め方や

役員の選び方等について、担い手を中心とする組合員（認定農業者等向け調査の場合には：担い手農業者の方々）とJA役職員の徹底した話し合いを進めていますか」という問いに対して「今般の農協改革を契機に、話し合いを進めている（又はこれまで行ってきた話し合いを強化した）」という回答は、JAの76.6%に対して認定農業者等では30.6%にすぎなかった。また、「今般の農協改革を契機に、農業者の所得向上に向けて、農産物販売事業の見直しを進めていますか」という問いに対しては、「今般の農協改革を契機に、具体的な取組みを開始した（又はこれまでの取組みを強化した）」がJAでは87.7%に対して、認定農業者等は32.2%となった。

JAは組合員との話し合いや事業の見直しを行っていると認識しているのに、認定農業者という地域農業の中心的な担い手にはそれが認識されていないという認識のギャップは何に起因するのか。まず、認定農業者は15年3月末で24万経営体だが、その層とJAとの話し合いやJAからの自己改革の説明などが不足しているということである。第2に、話し合いや事業の見直しがこれまでの延長線上にあり、大きな変化と認識されにくいのではないか。第3に、「農協改革」「自己改革」という言葉があまり使われていない可能性もある。JAが従来から中期計画、事業計画に基づく改革を行っているなかで、自己改革は通常の中期計画のなかに織り込まれていて認識されにくい可能性がある。

第1の点については、認定農業者への働きかけをきちんと行うべきであり、第2の

点については、より改革を強化すべきであり、第3の点であれば、自己改革がこれまでの延長線上にとどまらないことをアピールする努力が必要である。

認定農業者は24万と正組合員443万（15事業年度）、農業経営体数138万（経営耕地面積30a以上等、15年2月）に比べ、少数ではあるが地域の中心的な担い手であり、JAの農業関連事業への不満を持ち、利用度の低い層をも含んでいる。こうした層の意見を把握し、事業に反映すること、できれば主体的に参加してもらい、JAの取組みを認識してもらうことは、自己改革にとって大変重要なことである。

JAと担い手の認識のずれという現状を踏まえて、JA新潟中央会は、17年4月に「JA自己改革実践強化対策について」を決定した。ここには、19年5月までのJAおよびJAグループの当面行すべき取組みがまとめられている。このうちJAの取組みのなかには、取組状況を組合員と共有する機会を設け取組みを広く公表、組合員を巻き込んだ実践と進捗管理の徹底、担い手・正組合員との徹底した議論・対話活動の強化、徹底した議論のための担い手・正組合員への訪問や生産部会会議・農家組合長会議などの活用、議論の結果の取りまとめ・フィードバック、担い手・正組合員からの評価の把握などが盛り込まれている。

(2) 自己改革の成果がみえにくい

「所得アップGO!GO!テン」運動では、運動期間における農業所得の増加が確認でき

るが、それは宮崎県のJAグループに農業所得のデータベースがあるからで、全国のJAが同様に農業所得のデータベースを持つわけではない。農業所得は農業者の個人データであるためそれを集めることは難しい。また、JA大会決議は、JAグループの共通目標として販売品取扱高の拡大を掲げている。これは、JAのデータなので確実にデータが把握でき、農業者の農業所得のベースでもあり、さらに組合員のJA利用を反映したものという点で優れている。ただし、農産物価格の変動の影響を受けること、人口の高齢化や減少により量的にも農産物需要全体が減少傾向にあるという制約もある。農業所得も販売品取扱高も、改革の成果だけが反映されるものではないという点にも留意が必要であろう。

また、すぐに改革の成果が出るわけではない。JAグリーン近江では、集落営農化を進めたことで集落型農事組合法人の収支は黒字となり、農地の出し手も赤字から黒字に変化している。JA越後ながおかでは、農業関連に対する組合員の満足度が向上した。これらの成果は、集落営農の推進や特別栽培米の展開など長期的なJAと組合員の取組みによるものである。宮崎県における毎年の農業所得の目標達成も、産地分析の仕組みづくり、県の普及指導員と連携したJAの営農指導員の能力向上や自ら産地改革に取り組む生産部会の育成など、長年の取組みがベースにある。

そうはいつても、改革の成果を現さなくてはならない。それは行政や国民に対して

でもあるが、何より組合員に対してである。農業所得など必要なデータを把握する努力を続けるとともに、現時点で可能なデータ提供を行うことが必要である。JAグリーン近江がJAの農産物販売価格や生産資材価格に関してJA以外との比較やこれまでとの比較を含めて組合員に提供していることや、JAグループ宮崎が生産資材価格の長期的推移を示していることなども参考になろう。

おわりに ——協同組合の特性を生かす自己改革——

(1) 離脱・発言・忠誠

最後に、ハーシュマンがその著書『離脱・発言・忠誠』で示した枠組みを使って、政府による農協改革およびJAの自己改革について整理し、自己改革のあり方について考えたい。

ハーシュマン（2005）は、企業や組織の業績が落ち込んだ場合に、顧客やメンバーがとる行動であり、また改善を促すシグナルでもある、2つのオプションを考える。1つは「離脱」であり、顧客が企業の製品の購入をやめたり、メンバーが組織から離れていくというものである。もう1つは「発言」であり、企業の顧客や組織のメンバーが経営陣に自らの不満を直接表明することである。両者とも状況によっては、企業や組織を改善させることができる。また、Loyaltyの訳であり、企業の商品や組織への信頼や愛着、強い結びつきを表す「忠誠」を持てば、「離脱」の可能性は弱まり、「発言」が

行われる可能性が高まる。「発言」が行われるには、「発言」することで製品や組織の改善を期待することができ、また顧客やメンバーが自らの影響力があることを信じていることができる場合であるが、前者については「忠誠」を持っていることとリンクしており、また影響力があると考えられれば「忠誠」の度合いが増すなど、「発言」の可能性と「忠誠」とは大きく関係する。

(2) 政府による農協改革にあてはめる

この考え方を、政府による農協改革にあてはめると、まず、JAの組合員、また連合会の会員がサービス利用について「離脱」する際の障壁を低くした。すなわち、改正農協法は、農協は農業者に事業利用を強制してはならないと規定し、また専属利用契約を廃止した。全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達することや販売先の選択をJAに委ねることも自己改革では求められている。

また、農業者との徹底的な話し合いが必要であるとし、JAに農業者の「発言」の機会とその実効性を強めるよう促している。

さらに、改正農協法は、理事の過半数を、原則として認定農業者や農産物販売等のプロとするという規定を置いた。ここにはJAの農業関連事業による経営への影響が大きく、またJAを利用しないことも可能な組合員を含み、JAに不満を持つ可能性や「離脱」の可能性も高いと考えられる。この規定はそうした組合員の「発言」の可能性を拡大するものである。そのことに加えて、彼ら

が自らの発言によって組織が改善されることや、それに対する期待を持つことによって、JAへの「忠誠」の度合いを強める方向に働く可能性も考えられる。

(3) JAの自己改革にあてはめる

同様にこの枠組みを使い、JAの自己改革について考えたい。

比較のために、競争市場における営利企業と顧客の関係を考えると、価格や品質ですでに取引している企業よりも他企業の製品の方がよければ、顧客は製品の改善を企業に「発言」することなく、商品を買わずに他の企業から購入するという「離脱」が行動の中心と考えられる。その「離脱」のシグナルを受けて企業は他企業との競争に勝つために商品の品質や価格の改善を図る。

一方、JAはそれとは異なる。JAは利用者が所有者であり経営に参画する組織であり、組合員やその代表の「発言」が経営に反映されることが当然である。また、「離脱」の障壁は低くなったとはいえ、農業者は農地の関係で移住は難しく、地域外のJAを利用することは容易ではないし、ほかに利用する適当な企業がない場合もあるだろう。このため、「発言」によって加入しているJAを改善する方が、容易で、かつ実りあるものとなることが多いのではないか。何よりJAは多くの農業者が協同することで、農業生産、農産物販売、生産資材購買等においてより有利な状況を作りだすための組織であり、「離脱」では農協組織とともに農業経営の弱体化につながりかねない。さらに顧客と

営利企業の関係に比べ、組合員はJAに対して「忠誠」を持つことも多いと考えられる。

では、営利企業ではなく、農業者の協同組合としての特性を生かす自己改革とはどのようなものだろうか

第1に、組合員の「発言」を質的にも量的にも拡大し、それを農協の活動や事業、経営に反映すべきである。発言する機会を増やし、それが反映することで事業や経営の向上につながるとともに組合員の満足度が上がり、また発言が多くなるという、プラスの循環を作りだすことである。

第2に、組合員の「忠誠」を維持し、それを高める努力をすべきである。それは、JAの事業を利用することが、組合員の利益や満足度向上につながることを通じて可能となる。また、上記のように組合員が「発言」によってJAが改善することへの期待や組合員自身が影響力を持つことへの信頼を高めることである。このベースとなるのは、組合員が生産部会など組合員組織に所属し活動していることや、組合員に役職員がよい商品やサービスを提供していることなど、組合員同士および組合員と役職員との日常的な関係性である。そして、それらが組合員の農業経営に役立っていることこそが「忠誠」につながるのではないだろうか。

第3に、「離脱」という組合員の行動やシグナルに敏感に反応し改革に結びつけることである。組合員のなかでも大規模な農業経営や法人ほどJA離れをしているのであれば、そのニーズを積極的に把握して、彼らのJA利用を取り戻すため、またJA離れを

しないための工夫をすることである。また、他の企業に負けない競争力をつけるように努める必要がある。

すなわち、JAは、協同組合としての特性を生かした自己改革を行うべきであり、それは、組合員主体の改革であり、組合員や地域農業の実態やその変化を踏まえたものである。組合員主体の改革のためには、JAと組合員との対話をより深める必要があり、それには、JAの取組みとその成果をきちんと示すことが前提である。JAでは、自己改

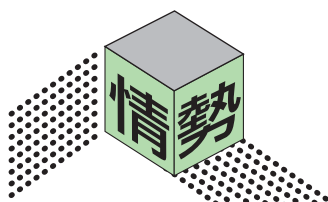
革の具体的な実践とともに、そうした伝える努力が一層必要となっていると考えられる。

<参考文献>

- ・ハーシュマン, A.O. (2005)『離脱・発言・忠誠——企業・組織・国家における衰退への反応——』（矢野修一訳）ミネルヴァ書房, A.O.Hirschman (1970), *Exit, Voice, and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organizations, and States*, Harvard University Press.

（さいとう ゆりこ）





TPP11と日EUEPAの動向と今後の見通し

——批准・発効の可能性と日本農業への影響——

取締役基礎研究部長 清水徹朗

はじめに

米国の離脱によって漂流しかけたTPPであったが、日本政府の懸命の働きかけもあって、米国を除いた11か国で再交渉が行われ、TPP11は昨年（2017年）11月に大筋合意に至った。

また、13年に交渉が開始された日EUEPAは、昨年7月に「大枠合意」となり、その後、残された項目についての交渉を行い、12月に合意した。

FTAの推進を成長戦略の重要な柱と考えている安倍政権は、この二つのFTAの早期発効を目指しているが、本稿では、TPP11と日EUEPAの合意内容を確認するとともに、日本農業への影響や今後の見通し、課題について解説する。

1 TPP11の動向

当総研では、これまでTPPについて、交渉参加を巡る国内論議が起きた当初から日本農業への影響を中心^(注1)に論じてきたが、TPPは交渉開始（10年4月）から5年半、日本の交渉参加（13年3月）から2年半を経た15年10月に大筋合意に至った。その後、16

年2月に12か国による署名が行われ、日本は同年12月に国会で批准した。

しかし、16年12月に反TPPを掲げるトランプ氏が大統領に当選したため、米国はトランプ大統領就任直後の17年1月にTPPからの離脱を表明した。TPPは参加国のGDPの85%以上の批准が発効の条件になっていたため、GDPの60%を占める米国の離脱でTPPの発効は不可能になった。

米国の離脱を受けて、米国以外の11か国で再交渉が進められた。ニュージーランドやカナダで政権交代が起きてTPPに対する方針の変更がみられ、また米国への輸出や米国からの投資拡大に期待していたベトナムやマレーシアが米国抜きのTPPに消極姿勢を示したため、TPP11の行方は不透明な状況にあったが、日本政府が合意に向けて積極的に動きかけを行い、TPP11は17年11月^(注2)に大筋合意に至った。

合意された新協定（TPP11）は7条からなるシンプルなものであり、TPP11は基本的には既に合意したTPP協定を前提とする（第1条）、一部の条項については適用を停止（凍結）する（第2条）。第3条は発効条件であり、参加国のうち6か国の批准で発効することを定めている。また、第4条、第5条で脱退、加入について規定し、第6

条は「協定の見直し」、第7条は「正文」に関する規定である。

TPP11の交渉で最大の焦点になったのは、米国の離脱に伴って既に合意したTPP協定のうちどの部分を停止(suspend)するかであり、80項目ほどがその候補として検討されたが、このうち停止することに合意したのは20項目であった。その内訳は、ISDS(投資)関連規定、政府調達、著作権の保護期間、特許対象事項など米国が主張して盛り込まれた事項が多い。その一方で、市場アクセスに関する合意事項はそのまま維持された。

ただし、大枠合意の時点では、①国有企業章留保表(ブミプトラや国営石油会社への優遇措置:マレーシアが要求)、②サービス・投資章留保表(外国企業に対する投資・サービス業規制:ブルネイが要求)、③労働章に関する紛争処理(労働ルール違反に対する他国からの制裁措置:ベトナムが要求)、④文化例外(自国文化を守るための外国企業等への規制:カナダが要求)の4項目が合意に至らず、これらについては署名までに解決することになった。

(注1) 石田信隆「TPPと戦略的経済連携」(2010.12)、『TPPに関するQ&A』(2011.2)、ジェーン・ケルシー編著『異常な契約』(2011.6、翻訳)、清水徹朗「国際経済体制の再構築と日本の対応—TPPを超えて」(2011.9)等。

(注2) 新協定の名称をCPTPP(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership:包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定)とすると発表されたが、本稿では「TPP11」と表現する。

2 日EUEPAの動向

EUは、1958年にEECとして発足して以降、加盟国の拡大と統合の深化を進めてきたが、周辺諸国ともFTAを推進し、特に東欧革命(1989年)以降、将来的なEU加盟を視野に置いて中東欧諸国とのFTAを次々と締結した。^(注3)

EUが周辺国以外の国とFTAを締結するのは、NAFTAに対抗してメキシコと締結したFTA(97年署名、2000年発効)が最初であり、その後、南アフリカ、チリとFTAを締結した。さらにEUは、WTO交渉の停滞とFTAを進める世界の動向に対応して06年にFTAを積極的に推進する方針(「Global Europe: Competing in the world」)を打ち出し、韓国(07年)、ASEAN(07年)、インド(07年)、カナダ(09年)、シンガポール(10年)、マレーシア(10年)、ベトナム(12年)と、アジアを中心に多くの国とFTA交渉を開始した。さらに、米国との間でも、13年にTTIP(Transatlantic Trade and Investment Partnership:大西洋横断貿易投資パートナーシップ協定)^(注4)の交渉を開始した。

こうしたEUのFTA推進方針を受け、日本経団連は07年6月に日EUEPAの共同研究開始を求める提言を発表し、同年11月より共同研究が開始され、08年7月に報告書がとりまとめられた。そして、11年5月の日EU定期首脳会議で日EUEPAの交渉開始に向けた準備を進めることに合意し、その後、1年にわたる交渉範囲に関する協議(「ス

コーピング」)を経て、13年4月に日EU EPA交渉が開始された。日本がEUとのEPAを急いだのは、韓国とEUのFTAが11年7月に暫定発効し(全体発効は15年12月)、EU市場において自動車、家電などで韓国企業と競合する日本企業の競争上の不利を解消(注5)することが大きな理由であった。

折しも、日本は12年12月に誕生した第二次安倍政権のもと、13年3月にTPP交渉への参加を表明し、13年5月にはRCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership: 東アジア地域包括的経済連携)の交渉も開始された。こうしてWTO交渉が停滞するなかで世界中がFTA網でつながるかのような状況になった。

交渉は4年間にわたり計18回行われ、17年7月に「大枠合意」となったが、「大枠」としたのは未解決な問題が残っていたからであり、その後も交渉が続けられ、同年12月に、対立していた投資条項を外すことで「合意」に至った。

(注3) EUの貿易制度と貿易政策については、拙稿「EUの農業政策と貿易政策」(『農林金融』07年6月)を参照いただきたい。

(注4) ただし、実際に合意し発効に至ったアジアの国は韓国のみであり、カナダとのFTAは13年に合意し17年9月に暫定発効したが、米国とのFTA(TTIP)は投資条項(ISDS)や衛生植物検疫措置(SPS)、地理的表示等で対立し交渉は決裂した。

(注5) EUの工業品に対する関税率は、乗用車10%、二輪車6~8%、カラーテレビ14%、鉄鋼2~7%等であり、韓国からの輸出品の関税は撤廃された。

3 農産物に関する合意内容と日本農業への影響

(1) TPP11の合意内容とその影響

TPP11において、市場アクセスは停止分野とされず、米国が離脱しても日本の農産物に関する合意内容はそのまま維持された。日本と米国との間で交わされたサイドレターは効力を失ったものの、TPP11が発効すれば関税削減・撤廃、割当枠設定、セーフガードはTPPの合意のとおり実施される。

TPPでは、重要品目のうち米、麦、砂糖、乳製品については国家貿易を維持し関税撤廃を免れたが、一部について関税を削減・撤廃し低関税・無税の輸入枠を設けた。また、牛肉、豚肉は関税の削減・撤廃を行い、他のほとんどの品目について加工品を含め関税撤廃を約束した。

政府は国内対策を実施するためTPPの影響は限定的だとしているが、TPPはこれまでのFTAを上回る関税削減・撤廃を行うため、実際に発効すれば日本農業に大きな影響があると考えられる。ただし、TPP11の影響は、米国からの輸入が多い牛肉、豚肉、乳製品、オレンジ等の影響額が小さくなるため、米国を含んだTPPより小さい。

TPPの合意内容とその影響については、既に本誌の16年1月号「TPPの日本農業への影響と今後の見通し」で解説しているため、本稿では詳細な解説は省略する。

(2) 日EUEPAの合意内容とその影響

日EUEPAにおける農産物の合意内容はTPPとほとんど同じである。すなわち重要品目については国家貿易等の国境措置を維持したが、一部について関税撤廃や低関税・無税の輸入枠を設けた。また、その他の品目については大部分の関税撤廃に合意した。ただし、米はEUの関心品目ではないため除外し、その一方でチーズ、マカロニ・スパゲティ、ワインなどEUの関心品目（対日輸出を伸ばしたい品目）について日本はTPP以上に譲歩した（第1表）。

日本農業への影響が予想される主要品目の合意内容とその影響は、以下のとおりである。

a 乳製品

日本の牛乳消費量は、飲用乳が減少傾向にあるなかでチーズ等の乳製品が伸びており、全体としてはほぼ横ばいで推移している。国内生産量が735万トン、輸入量が455万トン（生乳換算）であり、牛乳の自給率は62%^(注6)である。

乳製品の輸入量のうちチーズが約7割を

第1表 日EUEPAの農林水産物合意内容(主要品目)

	対EU輸入額 (EU/世界)	国境措置	合意内容	TPPとの関係
小麦	36億円(3%)	カレントアクセスの枠内無税(574万トン)+マークアップ、枠外55円/kg	EUに無税枠(発効時200トン、7年目270トン)を新設、枠外維持	同水準だがTPPの方が無税枠が大きい
マカロニ・スパゲティ	100億円(54%)	30円/kg	11年目に撤廃	9年目12円/kgのTPP以上の譲歩
麦芽	154億円(48%)	現行の国を指定しない関税枠内(495千トン)は無税、枠外は21.3円/kg	EUに無税枠(186千トン)を新設、枠外維持	無税枠(当初189千トン、11年目201千トン)を新設、同水準
牛肉	6億円(0.2%)	38.5円/kg, セーフガード	16年目に9%, セーフガード	同水準だがEUの輸入量は少ない
豚肉	1,648億円(36%)	差額関税制度、従量税482円/kg, 従価税4.3%	差額関税は維持、10年目に従量税は50円/kgに削減、従価税は撤廃、セーフガード	同水準
チーズ	356億円(34%)	29.8%(モッツアレラ・カマンベール等) 29.8%(チェダーチーズ・ゴダチーズ)	EUに無税枠(3.1万トン)を新設、枠外維持 16年目に撤廃	ソフト系をTPPより譲歩
チョコレート	150億円(53%)	10%	11年目に撤廃	無税枠(18千トン)設定のTPPより譲歩
ワイン	1,186億円(73%)	15%または125円/ℓの低い方(容器入)	発効時に撤廃	8年目撤廃のTPPより譲歩
トマト加工品	155億円(60%)	関税枠内無税・枠外16%(トマトピューレ)、17~29.8%(トマトケチャップ)	6年目に撤廃(トマトピューレ)、6~11年目に撤廃(トマトケチャップ)	同水準だが、輸入量が多く影響大
SPF製材	854億円(51%)	4.8%	8年目に撤廃	セーフガード・期間でTPPより譲歩
構造用集成材	324億円(90%)	3.9%		TPPでは即時撤廃
カツオ・マグロ類	268億円(14%)	3.5%	大西洋クロマグロ(生鮮)は6年目に撤廃、冷凍は即時撤廃	同水準

資料 農林水産省、財務省資料等をもとに作成

占めており、そのほか日本はバター、脱脂粉乳、ホエイ、乳糖などを輸入している。乳製品の輸入量のうちEUが占める割合は26.3%であるが、チーズに限ればEUの割合は33.5%である。EUの乳製品輸出に占める日本の割合（2.6%）は決して高くないが、ロシアへの輸出が禁輸措置によって急減したため、EUは東アジアへの輸出拡大に期待している。

日EUEPAでは、バター、脱脂粉乳については国家貿易を維持したが、EUに対して1.5万トン（TPPは7.0万トン）の低関税の民間貿易枠を設定した。また、ホエイの関税は、11年目までに7割削減することに合意したが、これはTPPの約束水準（21年で関税撤廃）より削減率は低いものの削減スピードは速い。

最も影響が大きいと考えられるのはチーズ（現行関税率：ナチュラルチーズ29.8%、プロセスチーズ40%）であり、ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）はTPPと同様に16年目に関税を撤廃し、ソフト系チーズ（カマンベール、プロセスチーズ等）はEUの無税枠（16年目3.1万トン）を設ける。

国産牛乳を使用したチーズの国内生産量が供給量全体に占める割合は2割程度であるが、関税撤廃によりチーズの輸入増加と価格低下が見込まれ、乳価が低下する可能性があり、同様のことはホエイについても指摘できる。

（注6）本稿のデータは、特に断らない限り16年の農林水産省統計と財務省貿易統計による。

b 豚肉

日本の豚肉の総供給量は257万トンであり、うち国産が128万トン、輸入が129万トンで自給率は50%である。豚肉の輸入量は04年まで増加を続けたが、その後は120万トン程度で推移している。輸入量全体に占めるEUの割合は35.8%であり、主な輸入先はデンマーク、スペイン、ドイツで、近年スペインからの輸入が増加している。EUから輸入している豚肉は、輸送距離が長いことため冷凍品であり、主として加工用に用いられている。

ハム・ベーコンの輸入量は9千トンで輸入比率は4%であり、主な輸入先はイタリア、タイ、米国である。また、ソーセージの輸入量は42千トンで輸入比率は10%であり、主な輸入先は中国、米国、タイである。

豚肉の合意内容はTPPと全く同じであり、差額関税制度は残したものの、従量税の部分を482円/kgから50円/kgに大幅に引下げ、従価税（現行4.3%）は10年で撤廃する。また、ハム・ソーセージ（現行8.5%）や豚肉調整品（現行10～20%）の関税を6～11年で撤廃する。そのため、日EUEPAが発効すると輸入豚肉や加工品の価格が低下し、国内の豚肉価格が低下するであろう。

c 牛肉

日本の牛肉総供給量は121万トンであり、うち国産牛肉が46万トン、輸入牛肉が75万トンで（枝肉ベース）、牛肉の自給率は38%である。BSE発生により牛肉の消費量は一時減少したが、その後回復してきている。

輸入量（部分肉ベース526千トン）のうち豪州（278千トン）と米国（208千トン）で92%を占め、EUからの輸入はわずか0.6千トン（0.1%）にすぎない。

EUの牛肉生産量は788万トンで日本の17倍であるが、消費量も多いため域外輸出は少なく、輸出量よりも輸入量のほうが多い。日本に牛肉を輸出している主な国はポーランド（206トン）、アイスランド（137トン）フランス（109トン）、オランダ（107トン）であり、BSE発生によって輸入を禁止している国もある。

牛肉の合意内容はTPPと同じであり、現行関税率38.5%を発効時に27.5%に引下げ、16年目に9%に削減する。また牛肉調製品（現行10～20%）については6～11年目に関税を撤廃する。そのためEUからの牛肉輸入が増加する可能性があるが、EUからの輸入量はわずかであるため日本の牛肉生産への影響は軽微であろう。

d マカロニ・スパゲティ

マカロニ・スパゲティは国内生産量が134千トン、輸入量が145千トンであり、総供給量の約5割を輸入に依存している（日本パスタ協会、16年）。総供給量は近年ほぼ横ばいであるが、国内生産が減少傾向にあるなかで輸入量が増大している。

ただし、「国内生産」といっても、その原料小麦はほとんどがカナダから輸入したデュラム小麦である。日本でも小麦を79万トン生産しており（自給率12%）、マカロニ・スパゲティには適さない品種が多いが、近

年国産小麦（きたほなみ、ルルロツソ、ゆめちから）を使ったマカロニ・スパゲティもわずかではあるが製造されている。

輸入量全体のうちEUからの輸入（72千トン）が50%を占め、そのうち大部分（68千トン）がイタリアからの輸入である。次いで、トルコ（49千トン）、米国（20千トン）が多く、近年トルコからの輸入が増加し、EUからの輸入は減少傾向にある。

TPPと同様に日EUEPAでも小麦の国家貿易を維持したが、小麦粉加工品については一部関税撤廃または無税枠を設定し、マカロニ・スパゲティ（現行30円/kg）は6～11年で関税を撤廃する。TPPでの合意は60%の関税削減であり、日EUEPAではEU側の要求を受けてTPP以上に譲歩した。関税撤廃によりEUからの輸入量が増大するとともに輸入価格が低下し、国内の小麦価格が低下する可能性がある。

e トマト加工品

日本のトマト生産量は743千トンであり、このうちの加工向け（トマトジュース、トマトケチャップ等）は32千トンで全体の4%程度である。加工用トマトの主要生産地は茨城県、長野県であり、国産トマトを原料にしたトマトジュース、トマトケチャップは差別化商品として販売されているが、近年、加工用トマトの生産量は減少傾向にある。

トマト加工品の国内生産量は312千トン、輸入量は230千トンであるが、「国内生産」といっても国産トマトを使っているのは1割のみであり、9割は輸入原料を使っている。

トマトピューレ・ペースト・調製品の輸入量のうちEUが62%（143千トン）を占めており（イタリアが最大）、近年、中国からの輸入が減少するなかでEUからの輸入が増大している。トマトケチャップの輸入量は7千トンであり、主に米国（4.1千トン）、EU（2.4千トン）から輸入しているが、供給量全体に占める輸入の割合は13%程度である。

合意内容はTPPと同じであり、6～11年で関税（トマトケチャップ21.3%、トマトピューレ枠外16%、トマトジュース21.3%、29.8%）を撤廃する。日本はEUから多くのトマト加工品を輸入しているが、関税撤廃により輸入量が増大して輸入価格が低下し、国内の加工用トマトに影響が出る可能性がある。

f 菓子・チョコレート

日本の菓子の生産額は2兆4,773億円、小売額は3兆3,609億円であり、このうちチョコレートが最大で生産額3,820億円、小売額5,269億円である（全日本菓子協会推計、16年）。菓子の生産額は近年横ばいで推移しているが、チョコレートの生産額は過去10年間で18.5%増加している。

菓子の輸入額は536億円であり、生産額の2.2%である。輸入している菓子のうちチョコレートが最大（219億円）で41%を占めており、チョコレートの主な輸入先はベルギー、米国、フランス、イタリアである。菓子の輸入額は増加しており、特にチョコレートの輸入は大きく増加している。一方、日本は菓子を276億円（うちチョコレート90億円）輸出している。

菓子・チョコレートの関税（現行チョコレート10%、キャンディ25%、ビスケット13～20.4%）は11年目に撤廃する。関税撤廃によりEUからチョコレート、ビスケット等の輸入量が増大し価格低下が見込まれ、日本の菓子市場に影響を与え、また日本の砂糖の需給にも影響が出るであろう。

g ワイン

日本のワイン出荷量は365千キロリットルであり、このうち輸入品が253千キロリットルで7割を占め、国産が3割（112千キロリットル）である（キリン（株）ワイン参考資料、16年）。ただし、国産といってもその7割は輸入した濃縮果汁を原料にしており、国産ブドウを原料としたワインは供給量全体の1割程度である。

酒類全体の消費量が減少傾向にあるなかでワインの消費量は増加しており（10年で55%増加）、国内生産量、輸入量とも増加している。

輸入量全体のうちEU（フランス、イタリア、スペイン等）が51.4%を占めているが、EUからの輸入量は減少しており、その一方でチリからの輸入量が増大している。EU内のワイン消費量は減少しており、そのなかで中国への輸出が急増している。EUのワイン輸出全体に占める日本の割合は小さいが、EUの日本市場に対する期待は高い。

ワインの関税（容器入り15%または125円/リットル、バルクワイン45円/リットル）は、EUの要求を受け即時撤廃に合意した。EUはワインの大輸出地域であるが、他の産地

の発展によって世界のワイン市場に占めるEUのシェアは低下している。関税撤廃によりEU産ワインの輸入価格が低下し、輸入量が増加することが見込まれる。

h 地理的表示

EUでは早くから地理的表示の制度化に取り組んでおり、92年には「地理的表示及び原産地呼称に関する理事会規則」が制定された。また、ウルグアイラウンドにおけるTRIPS協定（94年）により地理的表示は国際的にも知的財産権として認められることになったが、この協定では実際の運用は各国に任されているため、EUは日EUEPA交渉においてEUの地理的表示の効力を日本にも及ぶよう要求した。日本でも14年に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」を制定して地理的表示制度が設けられ、これに基づいてこれまで39品目（夕張メロン、大分カボス、市田柿、特産松坂牛等）が指定された。

日EUEPAでは、相互に保護品目のリストを公示し、一定の手続きを経て保護を決定することに合意した。日本は39品目、EUは210品目の保護を求めており、日EUEPAが発効するとシャンパン、パルミジャーノ・レッジャーノなどの呼称が制限される。その一方で、日本の農産物・加工食品のブランド価値が保護され、輸出等において差別化が可能になるという利点も考えられる。

i EU側の関税

一方、EU側は、農林水産物について大

部分の関税の即時撤廃に合意した。日本からの輸出拡大が期待できる緑茶（現行3.2%）、牛肉（12.8% + 1,414～3,041ユーロ/kg）、日本酒（0.077ユーロ/リットル）、しょうゆ（7.7%）、ホタテガイ（8%）などの関税は発効時に撤廃される。

EUにおいても日本食はブームになっており、関税撤廃により日本からEUへの農水産物輸出が増大することが期待されるが、緑茶の残留農薬基準、食肉処理施設の基準などの非関税障壁があり、また日本からEUまでの輸送コストが高いため、EUへの輸出増加には限度があろう。

(3) 政府の影響試算とその問題点

a TPP11の影響

政府（農林水産省）は、日本がTPP交渉に参加した13年に、TPPによって関税が撤廃されると、小麦、砂糖などは壊滅的な打撃を受け、日本農業の生産額は2兆6,600億円減少するとの試算を発表した。そのためTPP交渉参加に際し、「重要品目を除外または再協議の対象とする」との国会決議が行われ、TPPでは重要品目の国境措置がある程度維持される合意内容になった。

TPP合意を受け、政府は15年10月に合意結果に基づいた影響試算を発表し、一定程度の国境措置が確保され国内対策もとられるためTPPによって生産量は減少しないが、関税率削減・撤廃に伴う価格低下によって国内農業生産額は878～1,516億円減少するとの試算を発表した。これは日本農業の総産出額の1～2%に当たり、13年に発表し

た影響試算を大きく下回っている。

さらに、TPP11の合意を受けて、政府は17年12月に米国を除いた新たな影響試算を発表し、TPP11による日本農業の生産額の減少は616～1,103億円であるとした。これは米国を含んだTPPの影響額の約7割の水準である（第2表）。

なお、TPP11によって林産物の生産額は212億円、水産物の生産額は77～154億円減少すると試算している。

b 日EUEPAの影響

日EUEPAの合意を受け、政府は日EUEPAによる影響試算もTPP11の試算と同時に発表した。それによると、TPPと同様に対策をとるため生産量の減少はなく、価格低下によって農業生産額は397～686億円減少としている。これはTPP11の6割程度の影響額である。このうち乳製品（△134～203億円）、豚肉（△118～236億円）、牛肉（△

94～188億円）が大きく、この3品目で影響額全体の9割を占めている。

なお、林産物は186～371億円、水産物は43～86億円減少すると試算している。

c 試算の前提

影響試算の対象品目は、関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目（TPPとTPP11は19品目、日EUEPAは米を除いた18品目）であり、それ以外の農産物は試算の対象になっていない。また、生産コスト低減、品質向上、経営安定対策等の国内対策を行うため、両協定とも、発効しても国内の生産量は減少しないとしている。一方、関税削減・撤廃に伴う価格低下については、「輸入品と競合する部分」と「競合しない部分」の2つに分け、「競合する部分」は関税削減相当分の価格が低下し、「競合しない部分」は競合する部分の価格低下率の2分の1の割合で価格が低下するとして影響額を

第2表 TPP, 日EUEPAによる農産物への影響(政府影響試算)

	13年試算		TPP(15年)		TPP11(17年)		日EUEPA(17年)	
	生産量 減少率(%)	生産額 減少(億円)	生産量 減少率(%)	生産額 減少(億円)	生産量 減少率(%)	生産額 減少(億円)	生産量 減少率(%)	生産額 減少(億円)
米	△32	△10,100	0	0	0	0	0	0
小麦	△99	△770	0	△62	0	△29～65	0	0
大麦	△79	△230	0	△4	0	△4	0	0
砂糖原料作物	△100	△1,500	0	△52	0	△48	0	△33
でんぷん原料	△100	△220	0	△12	0	0	0	△9
牛乳・乳製品	△45	△2,900	0	△198～291	0	△199～314	0	△134～203
牛肉	△68	△3,600	0	△311～625	0	△200～399	0	△94～188
豚肉	△70	△4,600	0	△169～332	0	△124～248	0	△118～236
鶏肉	△20	△990	0	△19～36	0	0	0	0
鶏卵	△17	△110	0	△26～53	0	0	0	△4～8
加工用トマト	△100	△270	0	△1	0	0	0	△1
かんきつ類	△8	△60	0	△21～42	0	△8～17	0	△1～3
りんご	△8	△40	0	△3～6	0	△4～8	0	△3～5
その他	…	△1,210	0	0	0	0	0	0
計	—	△26,600	—	△878～1,516	—	△616～1,103	—	△397～686

資料 政府発表資料をもとに作成

試算している。

d 政府試算の問題点

政府試算は影響額を小さく示そうという意図が働いており、以下のような問題点がある。

(a) 生産量の減少を無視

関税が削減・撤廃されれば国産品に対して輸入品の競争力が増すため輸入量が増え、^(注7)国内需要が増えない限り、当然その分国内生産量は減少する。政府試算における「生産量維持」というのは、政策目標、努力目標を掲げたにすぎない。

(注7) EUは、日EUEPAによってEUから日本に対して農産物・食品の輸出額が38億ユーロ増加すると試算している（「Cumulative economic impact of future trade agreements on EU agriculture」）。

(b) 全品目をカバーしていない

試算の対象としているのは、TPPでは19品目、日EUEPAは18品目であり、対象になっていない品目がある。例えば、野菜の関税が撤廃されると野菜の輸入や価格に影響するが、野菜（加工用トマト以外）の関税率は3%程度で10%を下回るため、影響試算から除かれている。

(c) 品質差を根拠に影響を過小評価

みかん、りんご、鶏卵、和牛などについて品質差があるため影響が軽微であると見込んでいるが、たとえ品質差があったとしても影響があると考えるのが妥当であろう。

(d) 加工品の影響を軽視・無視

小麦粉調製品、加糖調製品など加工品への影響がほとんど考慮されていない。

こうした点を踏まえると、TPP11や日

EUEPAの日本農業への影響は、実際には政府試算よりかなり大きいと考えられる。

4 今後の見通しと課題

(1) 批准・発効の可能性

a TPP11

既に指摘したように、「大筋合意」を発表した時点でも4項目が未決着であったが、その後、日本が仲介役になって調整・交渉を行った結果、マレーシアとブルネイが要求した2項目については凍結項目に加えることに合意した。また、ベトナムが要求した紛争処理（労働章）についてはメキシコが凍結に反対し、カナダの文化例外も他の国の賛同を得られていなかったが、この2項目については付属文書（サイドレター）に書き込み凍結はしないことで決着した。

その結果、停止項目は22項目となり、TPP11の合意に一時消極姿勢を示していたカナダも含めて11か国による署名式が3月にチリで開かれることになった。今後の焦点は、各国の批准がいつ行われるかに移り、日本としては今年の通常国会での批准を目指している。

b 日EUEPA

最後まで難航していた投資条項（ISDS）を除外したため合意に至ったが、署名までには協定文を作成する必要がある、その作業にもう少し時間がかかる見込みである。

署名のあと、日本の国会と欧州議会が批准すれば「暫定発効」となり関税削減・撤

廃が始まるが、暫定発効まで2年程度はかかるとみられており、政府は19年中の発効（暫定発効）を目指している。また、正式発効までにはEU各国の議会の批准が必要であり、さらに時間がかかる見込みである。

この間、EUではイギリスのEU離脱(Brexit)に関する交渉が進行しており、日EUEPAの正式発効までのスケジュールにはまだ流動的要素が残っている。

(2) 今後の課題

a 米国のTPP復帰と日米FTAの可能性

トランプ政権下で米国がTPPに復帰する可能性はほとんどなく、今年行われる中間選挙と2年後の次期大統領選挙の結果によって今後の米国の対応が決まってくるであろう。また、米国はNAFTAと米韓FTAの再交渉を進めており、その動向を注視していく必要がある。

一方、TPP11や日EUEPAが発効すれば、米国は日本に対して日米FTAの締結を迫ってくる可能性が高いが、日本は日米FTAの要求に簡単に応じるべきではなく、米国の強引な交渉手法に巻き込まれないよう注意が必要である。

b RCEPと東アジアの経済連携

TPP11、日EUEPAが発効すると、RCEPの交渉も前進することになろう。ただし、RCEPには中国やインドが含まれているため、TPPや日EUEPAのような高いレベルでの合意は困難である。経済活動のグローバル化が進んだ今日、国際間の制度調整、

ルール形成は必要であるが、経済の発展段階が異なる国を含んだRCEPにおいて、日本は自国や企業の要求のみを一方的に主張すべきでなく、相手国の実情を理解しながら中長期的な観点から交渉を進めるべきである。

FTA論議が盛んになった当初、一部に「東アジア共同体」の構想が提起されたが、その中核的存在になりうる中国は、現在「一帯一路」を掲げ「ユーラシア」という視点から中央アジア、ロシア、欧州との関係強化を進めている。しかし、東アジア、北東アジアの政治的安定と経済連携はこの地域の経済発展にとって非常に重要であり、日本は中国、韓国、北朝鮮、ロシアとその認識を共有する必要がある。

c 国際経済体制の再構築

世界がFTAにまい進している状況は国際経済体制の本来あるべき姿ではなく、WTOが頓挫しているなかでの過渡的なものと考えられるであろう。現在は主要国の主導権争いの状況を呈しているが、望ましい国際ルールのあり方を構想したうえでルール形成、制度調整を進めるべきであり、そこに研究者が果たすべき役割がある。

世界における米国の影響力は低下しつつあるが、今後も米国が世界の秩序形成において主導権を取ろうとする姿勢は変わらないだろう。米国はこれまで世界各地で巨大な軍事力を背景に高圧的な行動をとってきたが、日本は米国に対して理性的な判断と国際経済秩序における責任、民族・制度の

多様性の理解を求めていく必要がある。

一方、今後の世界秩序の形成において圧倒的に重要なのは中国であり、中国が国際経済秩序の構築に理性的に対応していくことが期待される。日本としては、これまでの米国追随の外交姿勢を改めるとともに、中国との関係を再構築する必要がある。

d 日本の食料・農業のあり方

GATTウルグアイラウンドやWTO交渉において、日本は農業の多面的機能、食料安全保障を前面に掲げ、農業政策のあり方に関する提案も行ってきた。しかし、TPPや日EUEPAでは、こうした論議が行われないままに農業競争力強化のみが打ち出されている。

また、国民や国会議員に対してTPPや日EUEPAに関する情報提供が不十分な状況が続いており、専門家による検証と国民の理解深化が乏しいままにこれらの協定を批准すべきではない。^(注8) 今後、TPP11と日EUEPAの批准に関する国会審議が行われることになろうが、両協定の内実と問題点に関して十分な検討が行われる必要があり、その過程で今後の日本の食料・農業や農業政策のあり方に関する論議が深まることを期待したい。

(注8) EUは16年に詳細な分析レポート「Trade Sustainability Impact Assessment of the

Free Trade Agreement between the European Union and Japan」(全314頁)を作成・公表している。

<参考文献>

- ・清水徹朗 (2002) 「自由貿易協定と農林水産業—アジア地域の経済連携のあり方を考える—」『農林金融』12月号
- ・清水徹朗 (2007) 「EUの農業政策と貿易政策—国際経済秩序の変化とEU—」『農林金融』6月号
- ・石田信隆 (2010) 「TPPと戦略的経済連携—「開国」幻想と決別し整合性ある貿易政策へ—」『農林金融』12月号
- ・ジェーン・ケルシー編著 (2011) 『異常な契約—TPPの仮面を剥ぐ—』(環太平洋経済問題研究会・農林中金総合研究所訳) 農山漁村文化協会
- ・農林中金総合研究所 (2011) 『TPP (環太平洋連携協定) に関するQ&A』
- ・清水徹朗 (2011) 「国際経済体制の再構築と日本の対応—TPPを超えて—」『農林金融』9月号
- ・清水徹朗ほか (2012) 「貿易自由化と日本農業の重要品目」『農林金融』12月号
- ・清水徹朗 (2014) 「国際農業交渉の動向—WTO, FTA, TPP」谷口信和ほか編『日本農業年報60 世界の農政と日本—グローバル化の動揺と穀物の国際価格高騰を受けて—』農林統計協会
- ・清水徹朗 (2016) 「TPPの日本農業への影響と今後の見通し」『農林金融』1月号
- ・菅原淳一 (2017) 「大筋合意に至ったTPP11—包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定—」みずほ総合研究所 (みずほインサイト)
- ・平澤明彦 (2018) 「政府のTPP影響試算の変遷」谷口信和・服部信司編『日本農業年報63 米離脱後TPP11と官邸主導型「農政改革」』農林統計協会
- ・EU (2016) 「Cumulative economic impact of future trade agreements on EU agriculture」
- ・EU (2016) 「Trade Sustainability Impact Assessment of the Free Trade Agreement between the European Union and Japan」

(しみず てつろう)



堀口健治 編

『日本の労働市場開放の
現況と課題
——農業における外国人
技能実習生の重み——』

本書は、労働市場開放をテーマとしつつ、副題にあるように、労働力の減少が進む日本農業の将来を考える上で避けて通れない外国人技能実習生に関わる各種の論点を考察したものである。

本書の優れた点は、広くは知られていない外国人技能実習生の実態を詳しく把握するとともに、実に多角的な視点から検討を行っていることにある。具体的には、技能実習生に係る受け入れ・送り出し双方の事情、監理団体の機能、制度の変化、農業経営における実習生導入の意義、他産業（製造業）や漁船漁業の状況、送り出し国の現状（中国・タイ・カンボジア・フィリピン・ベトナム）、海外の短期外国人労働者の実情（米国、英国、韓国、台湾）というように、日本農業にとっての外国人技能実習生の意義を論じるのみならず、様々な観点から課題に接近している。また、それがゆえに、本誌の読者の最大の関心事項であろう農業労働力の確保についても、実習生なしで農業生産が成り立たないといった主張だけでなく、今後の方向に関わる体系的な問題提起となっている。

本書の主な要点は、以下の通りである。

まず、労働者総数に占める外国人の割合は、日本は先進国でも低い。2016年10月末

で108.4万人、うち技能実習は21.1万人であるが、労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合は1.2%（2014年）であり、イギリス8.8%、韓国2.1%に比べ少ない（総論）。日本は外国人労働力の受け入れが少ない国なのである。

実習生は、研修生としてではなく労働者として、すなわち、「最低賃金以上の適用、単身来日・最長3年・来日1回限り、来日前に雇用先を確定し雇用主の途中変更は原則不可、基本的に1年毎の雇用契約の更新、の条件で、技能実習生が集中的に受け入れられている」（9頁）が、そこでの基本理念は、途上国への技能伝授と人づくりにある。

このように制度の趣旨としては国際貢献、海外への技術移転が謳われているものの、しかし、実習生にとっては収入獲得の手段であり、受け入れ国にとっては労働力確保としての役割があることも確かである。

日本農業において、外国人実習生は、労働力確保の面で大きな意義を持つ。農業従事の実習生は約2.2万～2.6万人とされている（第2章）。この人数は限定的と思われるかもしれないが、受入対象である2種6作業（耕種：畑作・野菜、施設園芸、果樹、畜産：養豚、養鶏、酪農）を基幹とする経営において、また、それらが盛んな茨城、長野、北海道、千葉等では、まさに「外国人労働者なしで日本の農業は成り立たない」（31頁）状況がでてきているのである。

ただ、このような外国人労働力の受け入れや送り出しの要因、背景は一様ではない。

本書によれば、農家は、実習生受け入れに当たっての費用負担として、面接や受け入れに関わる旅費、監理団体への経費、賃金の支払いで1人当たり約200万円かかる

(第2章)。換言すれば、この金額で、年間を通して作業を頼める労働力が1人確保できる。

一方、実習生にとっては、滞在費用を控除しても約100万円＋残業代の収入が得られる。この収入は、国によっては家が建つ金額ともなるが、それに加え、日本語の習得や日本の生産方式への順応等により、帰国後、日系企業への就職が有利になるといった利点も指摘されている(第11章)。農業従事は必ずしも技能移転につながっていないが、一方、高学歴ではない実習生のキャリアパスとして機能している面もある。

受け入れ国の事情も一様ではない。経済成長に伴い賃金が上昇するとともに、為替変動から収入面での実質的メリットが低下している中国の実習生は減少し、一方、ベトナムを中心にアジア諸国からの受け入れが増加している。但し、低賃労働の調達と海外への出稼ぎはどの国でも見られる現象であり(第10章)、今後、途上国の経済発展に伴い労働力の確保が困難となることも示唆される。

なお、露地野菜作で外国人実習生が必要とされる理由に、日本人労働力の確保の難しさがある。これには、不足するのが3Kと言われるきつい単純労働であることや、農業経営の賃金支払い能力が十分ではないこと、また、寒冷地では栽培期間が限定されるため周年就業とならないことも影響していよう。また、何よりも、農村における労働力数の不足という問題もある(第3章)。

このような状況において注目されるのが第3章及び第11章で紹介されている香川県の大規模分社化経営による監理団体の設立及びカンボジア等から安定的に実習生を受け入れていく仕組みの構築である。そこで

は、実習生にも人材育成等のメリットを付与しつつ、優秀な者を、一定数、安定して確保していく体制を構築している。

しかし、本書でも指摘しているように、そのような体制を構築し得ない大規模家族経営も多く、それらの経営が今後も安定して労働力を調達していけるのか疑問な面も多い。また、技能実習の期間は最長でも5年であり(2017年11月から。なお、一時帰国が必要)、永続的に雇用できる訳ではない。さらに、営農現場では、実習生の事故を避けるため機械に乗らせないなど、単純作業のみの従事となっていることが紹介されているが(第4章)、このような方式の労働力導入は、経営組織の構成や労務管理を特殊なものとする。

評者の研究センターが所在する茨城県は外国人実習生が多い地域であるが、県内のある雇用型野菜作法人の経営者は、外国人技能実習生は経営の本来的な組織編成にバイアスをかけるという理由から自分は導入しないと述べている。この点では、経営発展という観点からこの外国人実習生を今後どう位置づけていくかの検討も必要のように思われる。

この他にも本書が示す興味深い事実は多いが、紙面も尽きた。今日の日本社会が外国人労働力とどう向き合っていくのか、また、農業経営の将来がどうあるべきかが問われている。これらは今後の農業の中核となるテーマであり、本問題に関心を持つ多くの人々にぜひ読んで頂きたい一冊である。

——筑波書房 2017年11月

定価3,000円(税別) 279頁——

(農研機構 中央農業研究センター 所長

梅本 雅・うめもと まさき)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(65)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(65)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(65)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(66)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(66)
6. 農業協同組合 主要勘定	(66)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(68)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(68)
9. 金融機関別預貯金残高	(69)
10. 金融機関別貸出金残高	(70)

〈特別掲載 (2017年9月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(71)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(72)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(73)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(74)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
T E L 03 (6362) 7755
F A X 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2012. 11	44,167,084	4,780,366	24,236,154	225,743	47,392,547	16,248,478	9,316,836	73,183,604
2013. 11	49,166,005	4,220,598	26,457,673	5,694,199	51,159,836	16,574,253	6,415,988	79,844,276
2014. 11	51,465,994	3,727,381	31,719,834	6,098,948	55,442,838	18,320,152	7,051,271	86,913,209
2015. 11	55,069,608	3,310,159	34,886,751	11,452,355	58,786,621	18,011,449	5,016,093	93,266,518
2016. 11	62,156,444	2,660,005	34,258,363	23,239,736	59,147,171	11,493,785	5,194,120	99,074,812
2017. 6	64,178,608	2,261,194	40,299,090	26,280,623	60,738,139	10,312,461	9,407,669	106,738,892
7	64,377,264	2,207,133	39,319,634	22,273,382	61,810,364	10,348,206	11,472,079	105,904,031
8	64,565,307	2,153,003	40,130,884	24,764,661	62,176,800	10,327,776	9,579,957	106,849,194
9	65,021,190	2,098,959	42,883,057	26,255,268	62,528,538	10,559,380	10,660,020	110,003,206
10	65,120,611	2,044,802	39,305,152	25,223,162	57,362,651	10,571,423	13,313,329	106,470,565
11	65,351,033	1,990,737	37,532,262	26,607,557	56,910,855	10,540,370	10,815,250	104,874,032

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2017年11月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	54,364,184	-	2,538,615	87	6,033	-	56,908,919
水 産 団 体	1,827,435	30	105,181	1	33	-	1,932,679
森 林 団 体	1,714	-	4,816	-	206	-	6,735
そ の 他 会 員	2,219	-	8,340	-	-	-	10,559
会 員 計	56,195,551	30	2,656,952	88	6,272	-	58,858,893
会 員 以 外 の 者 計	472,053	25,563	391,389	84,018	5,486,324	32,793	6,492,141
合 計	56,667,604	25,593	3,048,341	84,106	5,492,596	32,793	65,351,033

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 289,712百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2017年11月末現在

(単位 百万円)

団 体 別		証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 統 団 体 等	農 業 団 体	994,280	106,890	106,585	-	1,207,755
	開 拓 団 体	16	9	-	-	25
	水 産 団 体	22,462	3,391	3,873	-	29,725
	森 林 団 体	2,368	3,435	1,821	3	7,628
	そ の 他 会 員	1,012	615	20	-	1,647
	会 員 小 計	1,020,137	114,340	112,299	3	1,246,779
	その他系統団体等小計	95,402	9,459	41,521	-	146,382
	計	1,115,539	123,799	153,820	3	1,393,161
関 連 産 業		3,310,184	42,522	822,025	2,077	4,176,808
そ の 他		4,858,984	3,525	107,893	-	4,970,402
合 計		9,284,707	169,846	1,083,738	2,080	10,540,371

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2017. 6	8,557,881	55,620,727	64,178,608	-	2,261,194
7	8,346,961	56,030,303	64,377,264	-	2,207,133
8	8,359,794	56,205,513	64,565,307	-	2,153,003
9	8,487,247	56,533,943	65,021,190	10,000	2,098,959
10	8,533,678	56,586,933	65,120,611	-	2,044,802
11	8,658,255	56,692,778	65,351,033	-	1,990,737
2016. 11	7,762,485	54,393,959	62,156,444	-	2,660,005

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2017. 6	53,682	26,226,940	60,738,139	15,701,492	2,612	-	161,865
7	63,715	22,209,667	61,810,364	16,127,115	7,599	-	162,335
8	53,998	24,710,663	62,176,800	16,166,840	2,082	-	159,924
9	52,102	26,203,165	62,528,538	14,869,846	3,816	-	152,984
10	60,878	25,162,284	57,362,651	13,291,293	4,330	-	171,113
11	67,954	26,539,603	56,910,855	13,086,245	3,528	-	169,845
2016. 11	101,515	23,138,221	59,147,171	13,278,738	1,105	-	167,458

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2017. 6	63,922,210	62,687,738	1,310,249	1,455,832	1,950,655
7	64,074,624	62,886,075	1,360,764	1,455,832	1,952,940
8	64,571,200	63,226,686	1,395,477	1,445,833	1,954,037
9	64,333,091	63,240,260	1,304,253	1,537,232	1,954,038
10	64,617,512	63,431,793	1,389,843	1,537,232	1,954,038
11	64,667,885	63,501,487	1,363,801	1,537,232	1,954,038
2016. 11	61,844,135	60,681,494	1,443,611	1,030,011	1,933,991

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2017. 5	32,716,931	66,205,864	98,922,795	555,938	392,498
6	33,178,947	67,307,298	100,486,245	556,184	392,463
7	32,696,933	67,769,720	100,466,653	568,014	405,226
8	33,104,055	67,826,052	100,930,107	560,569	398,135
9	33,104,906	67,662,530	100,767,436	599,715	427,502
10	33,854,353	67,318,345	101,172,698	600,332	428,293
2016. 10	32,146,884	66,048,626	98,195,510	511,688	344,879

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,523,720	3,480,488	34,294,882	106,738,892
-	2,205,088	3,480,488	33,634,058	105,904,031
-	2,449,673	3,480,488	34,200,723	106,849,194
-	2,198,929	3,480,488	37,193,640	110,003,206
-	2,258,587	3,480,488	33,566,077	106,470,565
-	2,078,456	3,480,488	31,973,318	104,874,032
-	1,816,650	3,480,488	28,961,225	99,074,812

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,195,041	953,429	2,124	10,312,461	120,000	9,285,058	106,738,892
9,161,840	1,021,827	2,202	10,348,206	130,000	11,334,480	105,904,031
9,152,968	1,012,880	2,003	10,327,776	180,000	9,397,875	106,849,194
9,363,295	1,040,913	2,186	10,559,380	353,746	10,302,459	110,003,206
9,355,312	1,043,374	1,623	10,571,423	1,600,000	11,708,999	106,470,565
9,284,706	1,083,738	2,079	10,540,370	1,552,000	9,259,722	104,874,032
10,229,254	1,094,639	2,432	11,493,785	490,672	4,702,343	99,074,812

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
60,348	43,585,594	43,535,778	25,000	757,996	17,329,032	6,925,096	1,756,037
68,523	43,392,673	43,342,513	15,000	771,884	17,577,259	6,938,002	1,746,693
64,964	43,751,328	43,702,787	15,000	781,420	17,556,956	7,019,337	1,745,027
59,582	43,570,741	43,526,680	30,000	813,650	17,600,080	7,065,852	1,768,465
61,247	43,477,491	43,423,835	15,000	825,999	17,889,185	7,194,377	1,760,925
67,500	43,402,519	43,350,170	20,000	823,123	18,015,968	7,187,316	1,765,044
61,854	41,435,327	41,379,469	10,000	710,529	17,311,725	6,795,120	1,639,196

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
413,536	74,073,715	73,850,908	3,941,896	1,643,366	21,725,298	169,051	654
427,746	75,656,532	75,442,803	3,926,084	1,640,164	21,738,387	169,378	654
435,887	75,557,962	75,331,973	3,976,593	1,676,916	21,786,951	169,787	654
448,587	76,066,688	75,841,469	3,909,254	1,609,864	21,770,358	172,223	654
407,755	75,990,806	75,769,076	3,912,720	1,615,538	21,756,806	172,669	654
413,866	76,266,545	76,042,469	3,962,392	1,652,906	21,709,893	215,391	654
408,538	73,027,271	72,816,073	4,003,565	1,630,901	21,810,539	178,423	657

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2017. 8	2,431,171	1,737,774	22,270	55,421	16,705	1,915,865	1,896,112	80,887	483,448
9	2,433,762	1,735,090	23,970	55,423	16,081	1,923,853	1,903,737	78,552	484,431
10	2,453,362	1,743,109	23,970	55,424	16,257	1,931,900	1,913,234	80,378	482,474
11	2,467,226	1,758,647	23,969	55,429	17,898	1,954,020	1,934,025	80,651	476,974
2016. 11	2,430,575	1,724,262	18,071	54,937	17,405	1,895,479	1,874,858	83,115	484,497

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁 業 協 同 組 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2017. 6	792,232	427,185	89,568	65,166	106,950	5,678	789,762	781,349	400	153,911	7,472	80
7	784,790	424,736	89,621	64,675	107,009	5,484	782,345	774,021	400	152,861	7,434	80
8	777,218	421,165	91,374	65,355	107,009	5,893	775,061	765,900	400	153,494	7,368	80
9	788,097	426,748	92,371	65,254	107,112	5,942	790,176	780,640	400	153,888	7,295	80
2016. 9	793,443	428,427	94,981	68,620	107,261	5,905	797,245	788,332	400	160,127	8,281	80

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残 高	2014 . 3	915 ,079	556 ,085	2 ,942 ,030	2 ,356 ,986	615 ,005	1 ,280 ,602	186 ,716
	2015 . 3	936 ,872	580 ,945	3 ,067 ,377	2 ,432 ,306	632 ,560	1 ,319 ,433	192 ,063
	2016 . 3	959 ,187	597 ,361	3 ,235 ,087	2 ,482 ,863	642 ,280	1 ,347 ,476	195 ,607
	2016 . 11	982 ,447	618 ,441	3 ,359 ,669	2 ,493 ,530	648 ,384	1 ,377 ,159	198 ,492
	12	994 ,335	626 ,598	3 ,325 ,910	2 ,519 ,581	657 ,649	1 ,388 ,857	200 ,514
	2017 . 1	989 ,163	623 ,667	3 ,357 ,514	2 ,497 ,673	651 ,321	1 ,380 ,857	199 ,456
	2	990 ,659	624 ,501	3 ,359 ,894	2 ,509 ,068	653 ,228	1 ,386 ,291	199 ,843
	3	984 ,244	622 ,288	3 ,433 ,657	2 ,543 ,180	657 ,873	1 ,379 ,128	199 ,392
	4	990 ,454	627 ,693	3 ,466 ,198	2 ,552 ,021	661 ,170	1 ,393 ,984	200 ,515
	5	989 ,228	627 ,452	3 ,502 ,267	2 ,550 ,395	659 ,393	1 ,390 ,545	199 ,844
	6	1 ,004 ,862	639 ,222	3 ,455 ,334	2 ,563 ,617	664 ,977	1 ,403 ,186	201 ,876
	7	1 ,004 ,667	640 ,746	3 ,463 ,692	2 ,545 ,199	659 ,879	1 ,400 ,980	201 ,553
	8	1 ,009 ,301	645 ,712	3 ,465 ,196	2 ,552 ,590	661 ,723	1 ,406 ,065	202 ,374
	9	1 ,007 ,674	643 ,331	3 ,458 ,376	2 ,555 ,365	665 ,314	1 ,411 ,279	203 ,126
10	1 ,011 ,727	646 ,175	3 ,504 ,783	2 ,545 ,038	662 ,326	1 ,410 ,371	202 ,809	
11 P	1 ,012 ,050	646 ,679	3 ,550 ,005	2 ,553 ,928	662 ,581	1 ,407 ,147	202 ,405	
前 年 同 月 比 増 減 率	2014 . 3	2 .0	0 .5	3 .0	3 .3	2 .5	2 .5	2 .2
	2015 . 3	2 .4	4 .5	4 .3	3 .2	2 .9	3 .0	2 .9
	2016 . 3	2 .4	2 .8	5 .5	2 .1	1 .5	2 .1	1 .8
	2016 . 11	2 .7	4 .4	9 .1	2 .7	1 .9	2 .4	2 .1
	12	2 .7	4 .2	9 .5	2 .8	1 .9	2 .3	2 .1
	2017 . 1	2 .7	4 .4	10 .0	2 .5	1 .9	2 .4	2 .1
	2	2 .8	4 .2	7 .3	2 .9	2 .4	2 .4	1 .9
	3	2 .6	4 .2	6 .1	2 .4	2 .4	2 .3	1 .9
	4	2 .8	4 .0	6 .6	2 .4	2 .6	2 .3	1 .8
	5	2 .8	3 .9	6 .5	2 .5	2 .7	2 .3	1 .8
	6	3 .1	3 .6	6 .4	2 .7	2 .5	2 .3	1 .6
	7	2 .9	4 .5	7 .3	2 .3	2 .2	2 .2	1 .7
	8	3 .0	4 .7	6 .7	2 .9	2 .6	2 .3	1 .8
	9	3 .2	4 .8	5 .6	3 .3	2 .4	2 .5	1 .9
10	3 .0	4 .6	6 .2	2 .7	2 .2	2 .3	1 .9	
11 P	3 .0	4 .6	5 .7	2 .4	2 .2	2 .2	2 .0	

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(單位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2014 . 3	213,500	52,736	1,812,210	1,716,277	457,693	644,792	97,684
	2015 . 3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052
	2016 . 3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887
	2016 . 11	204,226	51,559	1,832,629	1,882,593	492,162	680,296	104,554
	12	203,263	51,874	1,839,588	1,903,627	499,129	689,067	105,481
	2017 . 1	202,997	52,167	1,832,542	1,899,466	496,139	684,445	105,076
	2	203,132	52,171	1,829,841	1,901,947	496,311	685,179	105,290
	3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382
	4	203,443	51,790	1,824,254	1,916,073	499,473	689,626	105,995
	5	204,171	51,679	1,815,947	1,918,846	498,434	688,479	106,014
	6	204,316	51,691	1,816,681	1,924,213	501,848	690,709	106,412
	7	204,757	51,913	1,809,581	1,931,341	502,311	692,104	106,833
	8	204,723	52,743	1,803,310	1,933,864	502,855	693,170	107,174
	9	204,586	52,974	1,812,961	1,951,416	509,453	702,433	108,374
	10	203,671	54,335	1,798,892	1,947,571	506,569	697,827	108,158
	11 P	204,244	54,223	1,799,191	1,956,674	508,744	698,233	108,541
	前年 同月 比増減率	2014 . 3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2
2015 . 3		△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4
2016 . 3		△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8
2016 . 11		△1.9	△0.4	△0.6	4.1	3.7	2.5	3.4
12		△1.8	△0.6	△0.6	3.9	3.5	2.5	3.2
2017 . 1		△1.8	0.7	△0.9	3.8	3.4	2.3	3.2
2		△1.7	1.1	△0.4	4.2	3.8	2.8	3.3
3		△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4
4		△1.1	3.1	0.4	4.1	3.6	2.9	3.5
5		△0.9	3.8	△0.0	4.0	3.4	2.9	3.5
6		△0.8	4.2	△0.7	4.1	3.4	2.8	3.8
7		△0.7	4.3	△0.4	3.9	3.2	2.5	3.6
8		△0.6	5.1	△0.7	3.8	3.4	2.8	3.8
9		△0.1	5.3	△1.0	4.0	3.4	3.0	3.9
10		△0.4	5.6	△1.3	3.9	3.3	2.8	3.8
11 P		0.0	5.2	△1.8	3.9	3.4	2.6	3.8

(注) 1 表9 (注) に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2017年9月末現在

(単位 百万円)

都 府 県 道 別	貯 金	出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	有 価 証 券	貸 出 金
北海道	2,831,669	96,273	2,009,464	2,005,217	625,073	540,275
北 岩	818,116	19,464	658,277	658,139	120,213	154,719
茨 埼	1,484,077	25,549	1,061,753	1,061,056	342,897	162,673
東 玉	3,226,640	139,445	2,419,127	2,417,491	639,926	246,690
京 京	2,691,293	78,205	1,743,433	1,743,404	784,979	272,290
神奈川	4,469,376	194,886	3,013,451	3,012,908	1,337,645	416,106
山 梨	556,761	15,673	428,594	428,172	72,038	60,922
長 野	2,699,226	52,160	1,294,308	1,293,723	1,099,551	375,905
新 潟	1,693,995	56,296	1,059,514	1,059,480	468,945	244,600
石 川	980,607	17,468	697,183	697,096	174,718	133,660
福 井	729,693	23,372	535,942	535,923	172,717	69,906
岐 阜	2,529,245	70,118	1,890,659	1,890,248	566,056	203,289
静 岡	3,844,755	111,303	2,823,469	2,823,307	845,543	336,910
愛 知	7,293,103	187,402	4,059,877	4,059,865	2,857,586	589,720
三 重	1,957,176	39,124	1,287,110	1,286,399	534,253	203,889
滋 賀	1,297,600	34,697	1,014,869	984,882	309,411	114,207
京 都	1,166,992	32,681	955,586	955,522	209,823	85,949
大 阪	4,376,900	140,690	3,310,267	3,310,239	1,109,322	693,510
兵 庫	4,957,716	165,547	3,145,350	3,144,895	1,530,592	943,944
和 歌 山	1,373,986	51,799	1,007,579	1,007,563	258,210	143,317
鳥 取	401,603	8,346	292,501	291,984	95,441	23,626
広 島	2,199,710	80,200	1,521,239	1,521,062	676,124	74,107
山 口	955,219	35,542	768,783	768,746	151,776	81,547
徳 島	768,205	32,546	574,774	574,496	190,491	30,785
香 川	1,603,064	27,538	763,536	763,333	787,089	41,985
愛 媛	1,540,553	43,011	992,132	991,934	527,261	91,087
高 知	848,498	19,871	618,273	618,269	112,953	90,262
福 岡	2,028,695	32,382	1,537,474	1,536,991	420,933	200,122
佐 賀	749,165	28,131	513,736	513,579	129,952	122,421
大 分	474,595	15,600	297,537	297,422	139,106	51,911
宮 崎	637,223	20,036	406,538	406,444	154,795	105,138
鹿 児 島	1,147,635	39,662	868,406	866,891	154,661	160,380
合 計	64,333,091	1,935,017	43,570,741	43,526,680	17,600,080	7,065,852
一連合会当 たり平均	2,010,409	60,469	1,361,586	1,360,209	550,003	220,808

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
(奈良、島根、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2017年9月末現在

(単位 百万円)

都 道 府 県 別	貯 金	借 入 金	預 け 金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸 出 金	報 告 組 合 数
(北 海 道)	(3,440,226)	(156,060)	(2,661,296)	(2,649,271)	(16,773)	(855,951)	(109)
青 森	559,728	5,711	376,885	375,246	15,131	127,432	10
岩 手	1,084,255	13,809	783,927	778,091	56,419	228,737	7
宮 城	1,272,835	18,221	860,078	858,035	61,303	339,090	14
秋 田	828,511	13,131	518,420	515,195	41,308	204,034	15
山 形	1,008,724	5,862	649,241	646,127	47,019	269,987	17
福 島	1,876,960	19,233	1,433,773	1,432,538	41,493	388,544	5
(東 北 計)	(6,631,013)	(75,967)	(4,622,324)	(4,605,232)	(262,673)	(1,557,824)	(68)
茨 城	1,789,899	17,068	1,431,425	1,426,521	63,287	294,132	20
栃 木	1,693,606	11,915	1,286,583	1,284,208	94,270	306,024	10
群 馬	1,589,157	4,054	1,281,976	1,279,377	32,705	260,033	15
(北関東計)	(5,072,662)	(33,037)	(3,999,984)	(3,990,106)	(190,262)	(860,189)	(45)
埼 玉	4,279,251	3,695	3,101,981	3,090,863	152,881	1,091,257	16
千 葉	2,697,367	7,498	1,899,535	1,898,560	112,747	691,769	19
東 京	3,750,826	33,556	2,662,801	2,648,300	134,227	1,151,492	14
神 奈 川	6,484,823	30,156	4,369,442	4,340,793	384,064	1,918,575	13
(南関東計)	(17,212,267)	(74,905)	(12,033,759)	(11,978,516)	(783,919)	(4,853,093)	(62)
山 梨	720,910	1,521	520,834	520,024	36,990	152,844	11
長 野	3,121,687	11,720	2,398,642	2,393,778	55,929	689,991	16
(東 山 計)	(3,842,597)	(13,241)	(2,919,476)	(2,913,802)	(92,919)	(842,835)	(27)
新 潟	2,233,413	16,542	1,600,946	1,598,413	106,536	517,398	24
富 山	1,419,179	1,009	1,155,872	1,155,743	41,924	196,354	15
石 川	1,262,297	2,192	925,462	923,444	56,331	332,164	17
福 井	915,331	1,211	713,922	709,451	20,242	172,165	12
(北 陸 計)	(5,830,220)	(20,954)	(4,396,202)	(4,387,051)	(225,033)	(1,218,081)	(68)
岐 阜	3,169,311	1,559	2,462,463	2,462,144	176,077	607,868	7
静 岡	5,284,033	11,326	3,817,262	3,788,730	294,291	1,298,952	18
愛 知	8,634,056	43,960	7,081,566	7,080,894	347,983	1,605,328	20
三 重	2,492,317	3,283	1,911,585	1,900,193	205,940	400,792	12
(東 海 計)	(19,579,717)	(60,128)	(15,272,876)	(15,231,961)	(1,024,291)	(3,912,940)	(57)
滋 賀	1,633,336	3,097	1,271,262	1,270,140	134,996	241,651	16
京 都	1,381,033	11,593	1,135,916	1,132,338	47,903	228,905	5
大 阪	4,914,595	19,873	4,141,031	4,126,404	155,996	649,254	14
兵 庫	5,747,252	7,640	4,592,410	4,592,047	81,186	1,143,918	14
奈 良	1,465,028	2,028	1,063,715	1,049,590	115,807	296,237	1
和 歌 山	1,624,553	2,271	1,304,611	1,304,494	53,389	229,303	8
(近 畿 計)	(16,765,797)	(46,502)	(13,508,945)	(13,475,013)	(589,277)	(2,789,268)	(58)
鳥 取	525,221	6,420	389,611	389,017	11,646	100,574	3
島 根	1,057,138	3,717	576,929	575,198	158,499	297,937	1
(山 陰 計)	(1,582,359)	(10,137)	(966,540)	(964,215)	(170,145)	(398,511)	(4)
岡 山	1,832,498	9,870	1,348,215	1,340,858	46,835	434,602	9
広 島	2,775,430	2,279	2,171,992	2,171,478	41,687	549,226	13
山 口	1,241,128	1,167	928,540	923,352	52,331	256,343	12
(山 陽 計)	(5,849,056)	(13,316)	(4,448,747)	(4,435,688)	(140,853)	(1,240,171)	(34)
徳 島	891,193	4,558	753,944	750,293	16,634	108,496	15
香 川	1,752,135	2,008	1,594,964	1,594,619	-	173,532	1
愛 媛	1,928,616	2,448	1,520,016	1,519,874	82,070	298,937	12
高 知	931,368	1,812	767,801	767,519	33,898	136,221	15
(四 国 計)	(5,503,312)	(10,826)	(4,636,725)	(4,632,305)	(132,602)	(717,186)	(43)
福 岡	2,865,638	5,731	2,006,500	2,001,305	72,185	838,805	20
佐 賀	972,872	12,730	667,810	666,865	43,697	235,913	4
長 崎	696,629	1,897	480,683	479,577	12,481	169,781	7
熊 本	1,160,811	27,741	804,301	797,974	40,749	294,896	14
大 分	665,026	7,480	441,053	440,904	22,529	191,309	5
(北九州計)	(6,360,976)	(55,579)	(4,400,347)	(4,386,625)	(191,641)	(1,730,704)	(50)
宮 崎	825,042	19,210	561,520	560,310	41,301	213,290	13
鹿 児 島	1,367,681	6,131	991,106	988,706	6,695	303,596	15
(南九州計)	(2,192,723)	(25,341)	(1,552,626)	(1,549,016)	(47,996)	(516,886)	(28)
(沖 縄)	(904,511)	(3,722)	(570,959)	(570,275)	(44,336)	(263,167)	(1)
合 計	100,767,436	599,715	75,990,806	75,769,076	3,912,720	21,756,806	654
一組合当たり平均 (単 位 千 円)	154,078,648	916,995	116,193,893	115,854,856	5,982,752	33,267,287	-

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2017年9月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北海道			644,906	9,753	519,722	519,198	120,623
青森			68,911	1,767	57,060	55,868	7,729
岩手			175,015	3,029	153,108	152,215	24,539
福島			25,692	876	22,723	22,458	3,236
茨城			26,372	695	21,302	21,081	4,867
千葉			66,970	2,314	53,326	51,866	7,344
東京都			10,006	143	9,219	9,206	782
新潟			26,025	874	20,496	20,132	3,114
富山			34,059	567	30,438	30,201	2,942
石川			48,293	1,239	39,421	39,028	6,859
福井			42,691	997	32,958	32,450	8,822
静岡県			145,401	6,826	120,685	118,611	27,287
愛知			78,929	2,134	60,948	58,823	12,796
三重			91,366	3,331	64,975	64,699	26,865
京都			44,024	666	35,938	35,532	7,077
なご			118,130	2,768	89,894	87,372	23,611
鳥取			32,493	806	28,300	28,075	4,057
広島			96,392	1,057	66,750	65,082	22,921
徳島			32,169	502	30,463	30,064	2,036
香川			55,147	3,112	49,096	49,018	6,779
愛媛			83,505	1,572	51,456	49,935	34,147
高知			36,550	1,896	24,546	24,285	11,782
福岡			58,203	659	52,686	52,213	5,222
佐賀			122,165	1,292	89,891	89,840	31,839
長崎			119,848	1,903	92,631	92,414	24,247
宮崎			38,955	991	28,568	28,278	12,154
鹿児島			69,094	3,157	41,873	40,639	32,150
沖縄			42,451	497	35,380	35,154	8,604
合	計		2,433,762	55,423	1,923,853	1,903,737	484,431

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2017年9月末現在

(単位 百万円)

都府県道別	貯金	借入金	払出 込資 済金	預け金	うち 系統預け金	信用貸出金	報告 組合数
北海道	530,256	87,795	83,969	573,289	569,262	111,272	69
青森	13,545	-	504	14,040	13,947	432	1
宮城	86,033	490	10,578	75,766	74,567	14,410	1
山形	5,104	-	646	4,260	4,142	603	1
福島	10,144	1,542	987	13,680	12,987	8	2
愛知	4,696	368	410	4,316	4,193	286	1
島根	43,378	339	3,091	37,518	37,143	4,704	1
山口	57,370	347	4,382	39,406	38,634	14,328	1
愛媛	1,142	998	171	1,730	1,658	181	1
熊本	8,907	492	685	7,977	6,904	1,369	1
大分	27,522	-	1,689	18,194	17,203	6,295	1
合計	788,097	92,371	107,112	790,176	780,640	153,888	80

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2018年1月20日現在、掲載情報タイトル4,255件）

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。

冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ



URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農 林 金 融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018年2月号第71巻第2号〈通巻864号〉2月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7779 FAX 03-3351-1159

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社